

第3回軽米町議会定例会平成30年度軽米町一般会計歳入歳出決算等審査特別委員会

令和元年 9月10日(火)

午前 9時59分 開議

議事日程

議案第7号 平成30年度軽米町一般会計歳入歳出決算の認定について

○出席委員（11名）

1番	上山	誠	君	2番	西舘	徳	松	君	
3番	江刺家	静	子	君	4番	中村	正	志	君
5番	田村	せ	つ	君	6番	舘坂	久	人	君
7番	大村	税	君	8番	本田	秀	一	君	
9番	細谷地	多	門	君	10番	山本	幸	男	君
11番	茶屋	隆	君						

議長 松浦満雄君（同席）

○欠席委員（なし）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町	長	山本	賢一	君
総務課	総括課長	吉岡	靖	君
総務課	企画担当課長	梅木	勝彦	君
総務課	総務担当課長	小笠原	達夫	君
会計管理者兼	税務会計課総括課長	小笠原	亨	君
税務会計課	課税担当課長	福島	貴浩	君
税務会計課	収納・会計担当課長	工藤	祥子	君
町民生活課	総括課長	川島	康夫	君
町民生活課	総合窓口担当課長	橋本	邦子	君
町民生活課	町民生活担当課長	松山	篤	君
健康福祉課	総括課長	坂下	浩志	君
健康福祉課	福祉担当課長	内城	良子	君
健康福祉課	健康づくり担当課長	角田	貴浩	君
産業振興課	総括課長	小林	浩	君
産業振興課	農政企画担当課長	長瀬	設男	君
産業振興課	農林振興担当課長	日脇	邦昭	君
産業振興課	商工観光担当課長	畑中	幸夫	君
地域整備課	総括課長	戸田沢	光彦	君
地域整備課	環境整備担当課長	江刺家	雅弘	君
地域整備課	上下水道担当課長	中村	勇雄	君
再生可能エネルギー	推進室長	福田	浩司	君
水道事業所	長	戸田沢	光彦	君

教育委員会教育長	菅波俊美君
教育委員会事務局総括次長	堀米豊樹君
教育委員会事務局教育総務担当次長	工藤薫君
教育委員会事務局生涯学習担当次長	大清水一敬君
選挙管理委員会事務局長	吉岡靖君
農業委員会事務局長	小林浩君
監査委員	竹下光雄君
監査委員事務局長	小林千鶴子君

○職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長	小林千鶴子君
議会事務局主任	川島幸徳君
議会事務局主事補	小野家佳祐君

◎開議の宣告

○委員長（茶屋 隆君） おはようございます。第1日目に引き続き、平成30年度軽米町一般会計歳入歳出決算等審査特別委員会を開会します。

本日の出席委員は11人ですので、会議は成立しました。

きょう午後から所用のため館坂委員が途中離席いたしますので、よろしくお願ひします。

（午前 9時59分）

◎答弁の保留について

○委員長（茶屋 隆君） それでは、きょうは3款民生費からですが、きのうの質問、江刺家委員と中村委員の質問に説明していない部分が3点ほどありましたので、その説明と、あと資料を要求していました山本委員の資料に対する説明も一緒をお願いしたいと思いますので、順番をお願いいたします。

総務課総括課長、吉岡靖君。

○総務課総括課長（吉岡 靖君） それでは、私のほうからは、昨日江刺家委員のほうからご質問いただきました子育てワンストップサービスの予算科目が平成29年度と平成30年度と異なる理由は何かというふうなことににつきましてお答えしたいと思います。

平成29年度は、子育てワンストップのサービスを開始するための要はシステム内の設定に係るということで手数料ということに役務費の予算科目をしたということです。平成30年度以降は、そのシステムを使用するというふうなこと、本格的にサービスが開始したので、そのシステムの使用料として予算科目を設定したというふうなことでございます。

以上です。

○委員長（茶屋 隆君） 総務課企画担当課長、梅木勝彦君、お願いします。

○総務課企画担当課長（梅木勝彦君） 続きまして、昨日の江刺家委員の質問にお答えをしたいと思います。

決算書の55、56ページに掲載してございます広報座談会等謝礼ということで7,381円の支出になってございますが、こちらは朝日テレビのほうに応募しましたCM大賞の作成の際に使いました出演者の方々へのお礼ということで支出したものでございます。備考のほうには、座談会謝礼となつてございますが、こちらを訂正させていただきたいと思ひます。よろしくお願ひします。

あと続きまして、山本委員より資料要求がございましたが、平成30年度の主要施策の6ページの企画費の中の地域活動支援事業の内訳並びに協働参画地域づく

りチャレンジ事業の内訳ということで資料分として提出させていただいております。よろしくお願いいたします。

○委員長（茶屋 隆君） 総務課総務担当課長、小笠原達夫君、お願いします。

○総務課総務担当課長（小笠原達夫君） きのうの中村委員のご質問で台風などの風で自宅のものが飛んで民家に被害を与えた場合の損害賠償についてでございますけれども、一般的に他人に損害を与えた場合、その相手方に対して損害賠償の責任を負いますが、これは故意または過失によって他人の権利または法律上保護される利益を侵害したものは、これによって生じた損害を賠償するという民法の規定によるものでございます。台風、自然災害におきましては、自宅の屋根が飛んだようなことよっての損害は、建物の所有者に負い、または過失がないということで台風のシーズンに備えて予防や決壊の回避が通常は不可能ということで、原則として損害賠償の責任を負わないとされています。

ただし、過失がなくても賠償しなければならないケースとして屋根の設置や管理に瑕疵がある場合、屋根の設置とか管理が適切ではない場合とか、台風で飛ぶであろうことを知りながら放置していた場合などは責任が発生することがあるということです。また、自宅から飛んでいったものがベランダの物や植木とか、店先などの固定していない看板などのような場合は、台風の襲来に備えて予防や回避ができると考えられることから、損害賠償が発生することがあるということです。

以上でございます。

○委員長（茶屋 隆君） それぞれの担当課長から説明がございましたけれども、何か質疑があれば。中村委員。

○4番（中村正志君） ありがとうございます。実は同じことでけさテレビでやりました。だから、多分法律的な関係だから、それぞれの解釈がさまざまあるのではないかなと。だから、担当課長が話したことが全てではないというふうに解釈したほうがいいのではないかなと。実は、けさのテレビでは、法律の解釈は、損害賠償に値するというふうな言い方をしていました。ましてやそのことによって死者が出た場合は、過失致死に問われるということも言っていましたので、多分1つの法律がいろんな解釈をされてくるのかなと。その場合、場合によって違っているのかなというふうなことで、今お話しされたことが全てではないというふうに解釈しておいたほうがいいのかなと、私テレビで聞いたのと、今お話しされたのとでそういうふうに感じましたので、いろいろ出てくるのかなという感じがしましたけれども、いずれありがとうございます。

○委員長（茶屋 隆君） そのほかに。江刺家委員、よろしいでしょうか。

〔「はい」と言う者あり〕

○委員長（茶屋 隆君） 山本委員、よろしいですか。

〔「はい」と言う者あり〕

◎議案第7号の審査

○委員長（茶屋 隆君） それでは、きょうは3款民生費から入ります。

きょうも3時をめぐりに終わりたいと思いますので、できればきょう歳入歳出決算できるだけ進んで終われば終わりたいと思っておりますので、よろしくご協力のほどをお願いいたします。

それでは、民生費、1項の社会福祉費からご説明、お願いいたします。

町民生活課総括課長、川島康夫君。

○町民生活課総括課長（川島康夫君） 主要施策の説明資料の7ページになります。3款民生費、第1項の町民生活課所管分になります。さわやかカップル祝金制度ということで結婚を祝い、家庭生活の安定と地域福祉の向上を図るためにさわやかカップル祝金制度を設けております。結婚後1年以上軽米町に居住する意志のあるカップルに支給するもので、平成30年度は12組のお祝い金の対象者がございました。ちなみに平成28年度が25組、平成29年度が15組、若干残念ながら減少しております。

決算書をごらんになっていただきまして、民生費、第1項社会福祉費の社会福祉総務費中、1節の報酬の国保運営事業協議会委員報酬、それから81ページから82ページの社会福祉総務費の中の負担金、補助及び交付金の軽米町戦没者遺族連合会運営費補助金、それから2目の国民年金事務費等が町民生活課所管分のものとなります。

次に、主要施策の説明資料の10ページになります。決算書のページでは、90ページ、民生費の社会福祉費の障害者福祉費ということになります。重度心身障害者医療費給付事業費ということで決算額が2,645万2,000円となっております。重度心身障害者に対して医療費の一部負担分を給付することにより、適正な受診を容易にし、生活の安定と福祉の増進に努めてまいりました。

以上でございます。

○委員長（茶屋 隆君） それでは、健康福祉課分、健康福祉課総括課長、坂下浩志君。

○健康福祉課総括課長（坂下浩志君） それでは、民生費、第1項社会福祉費の健康福祉課所管分について主要施策の説明書で説明をしたいと思います。ページ数は7ページを願います。

まず、高齢者対策福祉事業でございます。10項目ありますが、まず1つ目は、長寿祝金でございます。90歳、100歳に到達した高齢者に対してお祝い金を贈って長寿を祝ったものでございます。平成30年度は、100歳に到達した者が1人、90歳到達した人が51人ということでありました。

次に、2番、敬老会でございます。80歳以上の高齢者にご案内をいたしまして、敬老会を実施しております。総対象者は1,534人でありました。傘寿対象者でございますが117人で、そのうち出席者は64人、米寿対象者は107人でそのうち出席された方は36人、出席率は34%で、合計で306人の方が出席しております。全体に占める割合としては20%の出席という形で実施しております。

次に、3番目でございます。緊急通報装置等の整備ということで、在宅のひとり暮らしの高齢者の自宅に緊急通報装置を設置しているものでございますが、設置台数は57台となっているところでございます。

次に、4番目でございますが、ふれあい共食事業の委託料ということですが、これは地域で組織して実行委員体制になって行っているのですが、地域の実情に合わせて住民主体で介護予防事業をやっているというふうになります。昨年度は15地区で実施されており、延べ62回開催して、参加者については延べ1,587人であったということになります。

次に、5番目でございます。生活管理指導委員派遣事業委託料ということで、これは軽米町社会福祉協議会のほうに委託しているものでございますが、高齢者のニーズに沿った日常生活の支援を行っているものでございます。ヘルパーを派遣しているということになります。

次に、6番目でございますが、通所型介護予防事業、はつらっデイサービスでございますが、これも社会福祉協議会とくつろぎの家に委託しているものでございます。65歳以上の高齢者を対象として介護予防対策を行っているということになります。社会福祉協議会の利用者については、延べ2,032人、くつろぎの家の利用者数については延べ119人ということになっております。

次に、7番目、総合相談支援事業でございますが、これも社会福祉協議会のほうに委託しているものでございます。高齢者が安心して生活できる体制強化ということで総合相談に乗っているもので窓口として相談に乗った後、包括のほうにつないでくれるというふうな役割を担っているものでございます。

次に、8番目でございますが、食の自立支援事業委託料ということで軽米町産業開発に委託しているものでございます。これは、高齢者の見守りとお弁当を届けることで食の保証を目的とした事業であります。対象者は63人で、延べ6,768食を提供したものでございます。

9番目は、二戸地区広域行政事務組合の負担金ということで介護保険の事業費の町の負担分ということになります。金額的には1億7,684万2,000円の事業費ということになります。

次、10番目でございますが、いきいきシルバー活動総合支援事業費補助事業と

ということでシルバー人材センターのほうに補助をしているものでございますが、高齢者の生きがいづくりということでさまざまな仕事を請け負って活動しているものですが、活動するだけでは運営費のほうがまかなえないということで補助をしている内容でございます。

次に、障がい者に対する福祉事業でございます。障害者「食の自立支援事業」委託料ということで先ほど言いました高齢者の食の自立支援と同じようなものですが、対象者は3人、延べ368食を提供して障がい者の見守りと食の保証を目的として行っているものでございます。

②番、福祉タクシー事業、重度心身障害者の身障手帳1、2級、療育手帳を持っている方、または80歳以上の独居老人に対してタクシー料金の基本料額を助成しているというものになります。重度身体障害者が40人、独居老人が115人、延べ利用人員が2,671人というふうな利用になっています。事業費としては162万9,000円の事業費でございます。

次の9ページをごらんいただきたいと思います。障がい者に対する福祉事業の3番目でございますが、補装具給付事業ということで身体障害者手帳等の交付を受けた身障者に対して補装具の交付を行ったものでございます。義肢装具としては16件、補聴器7件、車椅子13件、電動車椅子2件の給付を行っております。事業費としては449万6,000円であります。

4番目として、障害者自立支援給付事業となります。これは、障がい者及び障がい児がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活並びに社会生活を営むことができるように必要なサービスの給付を行っているものであります。居宅介護16人、重度訪問介護1人、療養介護4人、生活介護70人、短期入所20人、いろいろありますけれども、こういった障がい者を支援しているというふうなことで、これに給付をしているものでございます。事業費としては3億4,551万円の事業費ということになっております。

次に、地域生活支援事業でございます。ア、イ、ウと3つありますが、基幹相談支援センター等機能強化事業、イとして、日常生活用具給付事業、ウとして、日中一時支援事業、利用者7人ということになっておりますが、相談支援センター機能強化ということでは、県内4市町村でカシオペア障連へ専門員を配置するための補助を行っているというものでございます。

日常生活用具給付事業については、障がい者の日常生活の困難を解消のために、日常生活用具を給付しているということになります。日中一時支援事業というのは、障がい者が施設に行ったときのための給付を行っておるということになります。エの地域活動支援センター運営事業費補助金、これは向川原にあるふれあい作業所を社会福祉協議会が運営しておりますので、それに対する補助金というこ

とになります。障がい者等を通わせて、地域の実情に応じて創作活動、あとは生産活動の機会の提供を行っているものでございます。

(4)、障がい者自立支援医療給付事業でございます。更生医療というのは大人のほうで、育成医療というのは子供のほうであります、大人のほうは10人、育成医療のほうは1人で、障がい者が自立した日常生活や社会生活を営むために必要な医療費を給付したものでございます。

社会福祉費については、以上でございます。

○委員長（茶屋 隆君） 3款民生費、1項社会福祉費について説明がありました。質疑を受け付けたいと思います。質疑ございませんでしょうか。

中村委員。

○4番（中村正志君） 昨年から大事業が始まっていると思うのですけれども、いちい荘の建設の話が一切説明がないのですけれども、なぜでしょうか。

多分決算書を見ただけでは、いちい荘の関係の補助だというのが見えない。社会福祉協議会への補助金というふうに書いてある。これは多分いちい荘への建設の関係の部分、1億何ぼあると思いますけれども、主要施策だったら、それが当然全面に出るべき事業だったのではないかなというふうに思いますけれども、そのいちい荘の現状をちょっと教えていただければ。

○委員長（茶屋 隆君） 健康福祉課総括課長、坂下浩志君。

○健康福祉課総括課長（坂下浩志君） 中村委員のご質問にお答えします。

現在いちい荘は、7月上旬に起工式を行いまして、今建設に向けて行っているということになります。

以上です。

○委員長（茶屋 隆君） 中村委員。

○4番（中村正志君） それだけでしょうか。いずれ主要施策の説明書は、前年のやつをただ踏襲して書きかえただけだから新しい事業は出てこないということではないかなというふうに予想されるわけですが、問題はやはり大事業であれば、当然それがここに出てくるのは当たり前のことでなければならぬのではないかなというふうに思うわけです。

昨年からスタートしてことし本格的に実施しているわけですが、その中で健康福祉課だけの問題ではないと思うけれども、実はいちい荘の入札が6月に行われて、その入札結果を6月議会で資料として出してくれないかというふうなことを言ったら、そのときには出せないという、出せないというか、県との協議が終わらないうちは公表できないのだという、何かそういうきまりがあるとかというような話があって、それでそのままになってあとは7月に我々が知らないうちに起工式をやっていると。

何か議会でせつかく要求したというか、どこがどのようにして受託してやるのかなというのはある程度議会で議論があったというふうに、私だけではなかったと思うのですけれども、外部というか、団体の事業だから役場には関係ないと言えればそれまでですけれども、役場から何億円という補助金を出している。その何億というのは、私ちょっと今資料がないので、3億円だったか、幾らか補助金が出ているはずです。本来ならば役場で事業をやる場合5,000万円以上の契約案件は議決を要するというふうに、必ず臨時会等で議決されてから契約するというふうになっているのを踏まえれば、幾ら他団体であっても、やはり議会を開く必要はないかもしれないけれども、資料要求を出して公表もしていないのであれば、どこかの機会、やはり全員協議会でも招集してこういうふうな形でとり進めますよというふうなことを議会に報告するべきだったのではないかなというふうに私は思うわけですが、その辺の考え方は、何億円という補助金を出して建設するという事業は、めったにないことだと思うのですけれども、私はその辺のところの配慮がちょっと足りなかったのではないかなというふうに感じるわけですが、町長はその辺のところをどのようにお感じになっていらっしゃるのでしょうか。

○委員長（茶屋 隆君） はい。山本委員。

○10番（山本幸男君） 今回の提案で関連して私も同じようなことを考えて、入札の結果表の資料の要求をしていた。それから、その経過についても中村委員が言うようなことと大体一緒なのですが、もう少し議会に報告するとか、着工前にそういうふうなことが本来ではないかなと思っておる。休憩中でもいいのですが、資料要求はしていたのです。今朝やったから。

〔何事か言う者あり〕

○委員長（茶屋 隆君） とりあえず町長から答弁していただいてから、その後。

町長、山本賢一君。

○町長（山本賢一君） 今回資料要求出ておりますので、速やかにその資料を出したいと思っております。細かい昨年度からの動きに関しては、県も補助金をというか、そういったものが決定前であったので、ちょっと発表できなかった経緯がございます。詳しくは総括課長のほうから答弁させますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○委員長（茶屋 隆君） 健康福祉課総括課長、坂下浩志君。

○健康福祉課総括課長（坂下浩志君） 今町長からもありましたけれども、6月に資料要求があったときに断ったことについては、町長からあったように補助金の交付決定前であったため、契約とかもその後でないとできないということで、まずその結果については、公表を控えたということでもあります。

以上です。

○委員長（茶屋 隆君） いいですか。中村委員。

○4番（中村正志君） いいけれども、私がしゃべったのに答えていないでしょう。公表できなかったと言ったけれども、その後でも全員協議会なりなんなりで起工式前に説明することがあってもよかったのではないかということ。

○委員長（茶屋 隆君） 町長、山本賢一君。

○町長（山本賢一君） 今中村委員からそういうふうなお話をいただいたわけで、ちょっと配慮が足りなかったと思いますが、そういった事情もあることもちょっとご理解いただきたいと思います。

以上です。

○委員長（茶屋 隆君） 山本委員のほうから資料要求が出ていますので、資料を出してもらった時点のときに説明したほうがわかりやすい、そのほうがいい、どうでしょう。今よりは。

○10番（山本幸男君） いいです、出してもらって。

○委員長（茶屋 隆君） 出してもらって、そのときに検討するというので、ではそういうふうにしたいと思いますので、このことに関してはそういうこと。

ほかにございませんでしょうか。

中村委員。

○4番（中村正志君） 先ほどふれあい作業所の話がちょっと出ましたけれども、ふれあい作業所とこぶし作業所と障がい者の方々が作業しているところがあると思うのですけれども、多分こぶし作業所はタオルなんかつくっているところかな、ふれあい作業所はかりんとうをつくっているところ、それが逆なのかどうかかわからないですけれども。それである方というか、カシオペア障連というカシオペア連邦障がい者団体連絡協議会の方からちょっとお話しされたのですけれども、そこでいろいろ事業も行うということでふれあい作業所、こぶし作業所がどのような現状になっているかわからないですけれども、カシオペア障連に請け負いさせてくれないかというふうな言い方を、その代表の方がされていました。そういうふうなのが可能なのかなという。というのは、カシオペア障連が障がい者の専門的な人たちの集まりで前進的な発想をされて、いろいろと事業をやられているようなお話でしたけれども、何かそういうふうな現状を打破して、前に進むようなお話をお伺いしたのですけれども、その辺のところの話がまずいっているのかどうか。また、いっていないのであれば、そういうふうな場合に可能なのかどうかというふうなのをちょっとお聞かせいただければ。

○委員長（茶屋 隆君） 健康福祉課総括課長、坂下浩志君。

○健康福祉課総括課長（坂下浩志君） 中村委員のご質問にお答えしたいと思います。

まずこぶし作業所ですけれども、あそこは就労支援事業所ということでB型の事業所になっております。就労支援事業所というのにはA型とB型があって、A型はそこで働いている人と雇用契約を結んで、社員というふうな形で事業を行うところになりますが、こぶしの場合はB型ということで、もうちょっと軽い仕事になって、そこで仕事になれた人がA型に行って、A型から一般就労というふうな就労支援の事業所というふうに考えていただければよくて、こぶしでは言われたようにタオルや何かの印刷とかをしているというふうになります。

ふれあい作業所のほうなのですが、ここは障がい者が閉じこもらないように、ふれあい作業所のところに通っていただいて、そこで創作活動であったりとか、お楽しみ会であったりとかして、障がい者の中でも集まっているいろんな活動をする場ということで、町のほうでそういった場所を設けなさいということで社会福祉協議会のほうにお願いして補助金を出して運営してもらっているというふうな作業所になります。

カシオペア障連がそういう話をしているということ、請け負いたいという話をしているというのは、ちょっとうわさでは聞きましたけれども、直接役場のほうに来て、そういうお話をされたことはないのですが、委託することも可能、ふれあい作業所のほうは委託することも可能だというふうに思います。

こぶし作業所のほうは、ちゃんとした社会福祉協議会で持っている事業所ということになるので、社会福祉協議会が手放せばできるのかなとは思いますが、そういう形だと思います。

○委員長（茶屋 隆君） よろしいですか。

○4番（中村正志君） はい。

○委員長（茶屋 隆君） ほかにございませんか。

山本委員。

○10番（山本幸男君）きのう資料要求しておりましたふれあいセンターの廃止の問題で、全員協議会の中で総括課長が語る説明したものの文書のコピーしたものというふうなことの要望をしておりました。皆さん、この前総括課長が説明したのは、この文書でございまして、ふれセン廃止の問題はまず唐突というか、今年度いっぱいまで終了というようなことは、ちょっと考えてみたこともない。また、そのことがどういう役割を果たすのかというようなことも正直勉強不足であります。総括課長がしゃべっていることは、それなりにそうかなと思って聞いたのですが、その文書でございまして、これを出してもらいました。まず、皆さんも参考にこれをもう一回見てもらって、そしてさまざまな提案をしてもらえばいいのかなと思って要求しましたので、よろしくお願い申し上げます。このことについて私はまず一度これを追いながら総括課長から説明してもらいたいというのが第1点

でございます。

それから、きょうまたふれあいセンターの関係について、いずれ廃止は、今発表して今年度いっぱいというのは、正直無理なことではないかなど。障がいがあったり、それから高齢であったりというふうな人たちを対象としてまず健康づくりをやっているわけですので、もう少し時間なり、対応、受け入れの側の準備もするという面では、町長、ことしいっぱいというふうなことに限らず、時間的な選択を考えてみてはどうかなど思ったりして、さまざま資料を出してもらったり、また我々も全員協議会では聞きましたが、もう少しやっぱり詳しく聞きたいというようなこともありますので、きょうの議論、それだけでやっていく時間はないと思いますので、継続してまず勉強していくというような気概をぜひ持ってもらいたい、そう考えております。

具体的にきょう追加で資料要求を出したので、まず総括課長のほうには届いたかどうかわかりませんが、けさ出しましたので、それらもちょっと重複しているかもしれませんが、検討して対応してもらえばいいかなと思います。

今主要施策の説明にはございましたが、この中でふれあいセンターがなくなったことによってなくなる項目というのは、例えば何ページの何番から何番までは、全部ほかの施設にいきますよとか、社協にいきますよとかというふうなことの、あとは実質なくなるサービスというのは、どれとどれだというふうに説明してもらえれば、もう少しわかるのかなど思ったりしますが、その辺あわせて答弁願いたいと思います。

ちょっと勉強不足でぴんときませんので、どんな形で、大ざっぱにしゃべれば、やっぱりサービスを受けている人たちは、なくなるのか、いや、本当に断念だなど、俺たちはどこに行ったらいいのだろうというような感じの話を聞きますので、ここが削られてきますよ、それがここでかわってやりますよというような形の何か、もう少し形を示してもらえばいい。

○委員長（茶屋 隆君） 健康福祉課総括課長、坂下浩志君。今山本委員のほうからふれあいセンター廃止になれば、主要施策の事業でどういうところがやっていけないのかということの説明を先にいただいてから、あとはこの資料の説明と今後のふれあいセンターの関係は、きょうだけの説明では足りないと思うから、今後どのようにしていくかというようなことは、総括課長よりも町長のほうがいいかもしれませんので、そこら辺説明をしていただきたいと思いますので、そういう形で今説明を先にお願ひして。

○健康福祉課総括課長（坂下浩志君） それでは、山本委員の質問にお答えしますが、この主要施策の高齢者対策福祉事業の中では、ふれあいセンターをなくしたことによって変わってくるもの、なくなるようなものはないです。

〔「ない」と言う者あり〕

- 健康福祉課総括課長（坂下浩志君） 民生費の中ではない。この項目についてそのまま継続になります。
- 委員長（茶屋 隆君） 資料に関しての説明できる分について。
- 健康福祉課総括課長（坂下浩志君） まず、提出しております資料について申し上げますが、この間話をした内容でございます。まず、一番最初に、ふれあいセンターを廃止にしようということに至った経緯については、この間も言いましたが、ふれあいセンターの利用者数がどんどん減っているということに尽きるかなと思います。まず、そのことについてなのですが、介護保険のサービスを利用したいという方につきましては、まず軽米の包括支援センターのほうに来て介護申請とか、こういうサービスを受けたいのだけれどもという相談をふれあいセンターのほうで受けて、介護申請をして、そのサービスを利用したい人がどこのサービスを使いたいとか、そういったことをまず相談を受けるわけですが、そのときに介護保険の中では、そのサービスを受けるためには、ケアマネジャーをつけることになっております。そのケアマネジャーについても、利用したい人は、どこを使いますかといったときに、どこでもいいよとかということになれば、町としては民間事業者のほうのケアマネジャーに先に声をかけます。民間事業者は、民間ですので、やっぱり利益が出るとか、定員いっぱい取っていないとだめということもありますので、先に民間事業者さんのケアマネジャーとかに声をかけて、そちらのサービスを使えるかというふうな相談をいたしております。ケアマネジャーが決まれば、あとはどこの施設でもサービスを使いますので、ケアマネジャーがその計画を立てるということになります。

ふれあいセンターのほうに先にケアマネジャーを決めたりとか、サービスをやったりすれば、ふれあいセンターのほうにも利用者は行くわけですがけれども、そうすると、民間の事業者には行かないということになります。今でもデイサービスについては、くつろぎ、花の里、せせらぎ、フルで稼働しているということになりますけれども、ふれあいセンターのほうは稼働率でいうと40%から50%になっています。ということは、軽米町においても、まずサービスを利用したい人が、その定員に満たっていないという、そういうことになろうかと思えます。ふれあいセンターで利益を上げようと思うと、ほかの事業者のお客さんを奪い取るというか、全体の利用者は決まっている中で、包括としても全部ふれあいセンターのほうに回してあげれば、ふれあいセンターのほうは利用者もどんどんふえるけれども、利用者が少ない中で取り合いになったときに、まず先に町が取るといのはいかがなものかなと、そういうことで事業者のほうに先に利用者さんを回して、ふれあいセンターのほうはどんどん利用者が減ってきたという、そういう

経緯もあって減ってきているし、フルに稼働できないので、赤字にもなっているというふうなことが挙げられるかなと思います。

そのほかにも廃止理由としては、この間も話しましたが、看護師の確保等ができない。十分な職員体制をとれないということもあるかと思えます。ただ、十分な体制をとったとしても、利用者がほかのほうに流れていってしまえば、赤字にはなるかと思えますので、悪く言ってしまうえば、施設のキャパのほうが利用者比べて大きくなっている。そういったことで、町のほうとしては、この間も言ったように、介護予防事業であるとか、介護保険を使わなくて済むように健康づくり、健康増進と一体となってそういったのを進めていく方向にシフトしたほうが町民のためであるというふうに考えて、今回廃止にしたかどうかという決断をしているところであります。

以上でございます。

○委員長（茶屋 隆君） 今年度中は無理ではないかというようなことについて今後の方向性というか、その辺について町長から説明をいただければいいと思います。

○町長（山本賢一君） 唐突というご意見が非常に多数を占めるようでございますので、十分皆さんからご議論いただきたいというふうに思っております。ただある程度やはり線をとるか、工程表を組まないか、これもまた次の例えば今利用されている方々の次の行き先とか、あるいは今ふれセンで働いている職員というか、臨時の方々の次の雇用先ということもきちっとめどをつけなければいけません。そのためにも、やはりある程度の期限は設けていかなければならないというふうに考えておりますので、どうかいろんなご意見、ご議論はいただきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○委員長（茶屋 隆君） いろいろ説明がありましたけれども、山本委員。

○10番（山本幸男君） 私は、これだというような確信を持って言うようなことは、特別ありません。ただいまの説明の中で民間優先、それから残ったのをふれあいセンターで対応するというような考え方が正しいのか、実態がどうかというものの実感が正直湧きませんので。ただ全て民間のところに入れるというような感じから、ふれあいセンターの中で拘束されないで、そこでわいわいしているのがいいのかというようなことになれば、私はもしかすれば、ふれセンの中で歌っこを歌っていたほうがいいのかというような感じもする。ただ、それがどこの介護の関係で処理されるのかとなると私はわかりませんので、ちょっと民間の業者優先というような、そこもまず使い切っていない枠がある、空席があるからというような感じのパターンだけでなく、何かもっと選択肢はないものなのか、そう思ったりしますが、いずれ中身について勉強不足でありますので、もう少しけさ資料

要求しておりますので、それも含めて、また議論する機会をつくりたいと思います。

それから、町長にお伺いしますが、今の答弁では、いずれ工程表とか、見通しも立てなければということもありますが、ただ私が今聞いたのは、先月の末の全員協議会で初めて、その方向性を聞いただけですから、もう少し慎重に対応して、まず時期についても幅を持って対応したほうがいいのかなど、そう考えますので。

○委員長（茶屋 隆君） では、資料要求もしているということですので、その資料も出していただいた時点でもう一回改めて。

○10番（山本幸男君） それから、いちい荘の件は、資料要求したのは私ですので、前の関係もあわせて、前は中村委員がやったのだったか。

〔「資料要求ですか」と言う者あり〕

○10番（山本幸男君） はい。

〔「2人でやっています」と言う者あり〕

○10番（山本幸男君） 2人でやっていたの。

○委員長（茶屋 隆君） 資料が出た時点で説明をいただいてそういうふうにしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、そのほかございませんか。

江刺家委員。

○3番（江刺家静子君） 今のふれあいセンターの介護事業の廃止ということについてお伺いします。

今まで軽米町の総合発展計画とか、福祉の計画とか、いろんな計画があるのですが、その中には廃止というのはなく、民営化というのが出てきています。だから、それを想像したときに、私はふれあいセンターはずっと公営でやってほしいと思うのですが、それはなぜかという、あそこは県立病院と一緒に併設した岩手県内でも、本当に軽米町の目玉となる健康ふれあいセンターで、赤ちゃんから高齢者まで一貫して軽米病院と協力を得ながらというか、一体になって軽米の健康のことを考えていくという目玉の施設だったと思うのです。だから、その介護が必要となった人のことも対応できるし、食事のこととかいろんなことができた施設だったと思うのです。それが介護保険制度ができたりして、10カ年計画の中でちょっとずつ読んでいくと、たった1行だけふれあいセンターの介護部門は民営化するというような、いろんな計画書の中に出てきました。そうすると、いちい荘が向こうに行ったから、これも考えているのかなと思ったのですが、今のいちい荘には健康ふれあいセンターの事業を受け入れるような設計になっているのでしょうか。全くなくしてしまうというのが、この前の説明だと利用者が減ってきたということだったのですが、減ってきたのではなくて、

減らしてきたのですよね。受け入れない、体制がちょっと不十分だから民間に回して減らしていったというのだから、減ってきたという理由は成り立たないのではないかと思います。

看護師がいないということでしたが、言っただけですけれども、看護師で採用された職員で事務をやっている方も数人いらっしゃると思います。正職員で採用するといえば、応募者があるのではないかなと思います。正職員で採用しても、ふれあいセンターの介護部門がなくなっても、その方はずっと保育の現場とか、いろんなところで働くことができると思います。正職員で募集してほしいなと思います。

あとは、職員が嘱託職員で時間に限られるからというのは、こちらの都合で嘱託職員だけ頼んでおいて、その時間が短くて対応できないというのは、それは何か理由としてはちょっと違うかなと思います。そのふれあいセンターに来ることというのは、例えばくつろぎとか、山内のほうとか、南郷とかに紹介した場合に、遠くに行きたくないなという利用者の方もいると思います。乗り物に弱いとか、そういう方々のためにもぜひ今度の3月で廃止するというのではなくて、もう少しこれからのことを考えてほしいなと思います。

町長選挙のときにもお年寄りにも優しいというのは言っていたのですが、あその介護部門を廃止するという事は、何か一言も言っていなかったような気がします。

以上です。

○委員長（茶屋 隆君） 健康福祉課総括課長、坂下浩志君。

それで、答弁の前に、委員長からお願いでございますけれども、質問の際には、なるべく簡潔に要旨をまとめてご質問するように、大変恐縮でございますけれども、時間の関係上、なかなか終わりが見えてこないと思いますので、大変申しわけありませんけれども、では答弁をお願いいたします。

○健康福祉課総括課長（坂下浩志君） 江刺家委員の利用者の件についてお答えしたいと思います。

まず、減らしてきたという議論がいいのか、民間事業者に戻して、民間事業者を育ててきたと言えいいのか、そこは議論のあるところかなというふうには思います。町としては、民間事業者が困らないように民間のほうに戻ってきたというのが実情でございます。意図的に減らしてきたということではなくて、介護予防事業とかもやっておりますので、そういうサービスを利用したいという方が全体的に減ってきているのかもしれないですし、包括を持っているという関係から、回そうと思えば幾らでも回せる。そうすると、さっき言ったように、民間事業者のほうに戻らなくなるというふうなことが考えられます。せっかく軽米町のほう

に来てくれた事業者が撤退とか、そういったことになろうかと。そういったことも危惧されるので、まず民間事業者のほうを育ててきたと言えば町のあれかもしれませんが、そういったことで民間事業者のほうを優先していくというのがあります。

過去でいえば、新しい事業者で居宅ケアマネを立ち上げたときにも、町のほうから何人か利用者をそちらの居宅のほうに回してあげたりとか、そうやってやった経緯もあるというふうに聞いておりますので、意図的に減らしてきたわけではなくて、民間事業者のほうを優先してきたということでご理解いただきたいというふうに思います。

次に、看護職員でありますけれども、正職員で募集すれば、来るのではないとか、事務のほうをやっている看護師資格を持っている人もあるのではないかということでもありますけれども、事務のほうをやっているというふうなことでありますが、そこは包括支援センターを運営しておりますので、そこに配置すべき資格を持った職員ということで配置をしておるところでございます。そこで、そこからとってやっても大丈夫ではないかなということもあろうかと思いますが、現在その資格要件の中で包括支援センターをぎりぎりで行っているということになりますので、そちらのほうにはちょっと配置できない状況であります。

国の方針としても、介護予防事業なり、そういったものをどんどんやれということになって包括センターといいますか、健康福祉課で行っていますけれども、それらにも、それらの事業にも有資格者が必要となっているところです。何とかの事業をやるためには何とかの資格が必要とか、看護師であったり、保健師であったり、社会福祉士であったり、そういった資格を持った人が行うことで広域からの補助とかももらえるというふうになっておりますので、健康福祉課にもそれ相応の資格を持った人間を置かなければならないということもあります。

○委員長（茶屋 隆君） 町長、山本賢一君。

○町長（山本賢一君） 私は、選挙で町民皆さんには高齢者に優しい町づくりというものを訴えてまいりました。その姿勢は全く変わっておりません。今いろいろな理由の中で、廃止ということをおっしゃるわけですが、実は平成27年に介護保険法のほうも改定いたしまして、施設から地域へというようなことで、要するに今いる施設に入っている方々を戻すというものではなくて、施設に入らなくても済むように地域で予防活動あるいはいろいろな支援活動をしながら支えていきなさいというような、そういった方針を打ち出しております。それは、地域包括支援センターというものを立ち上げながらやっておるわけですが、今総括課長が申しあげましたように、それに対してもいろんな資格者が必要であります。そしてまた、今後町といたしましても、やはり予防活動、それからまた地

域の支え合い、包括支援等々力を入れてまいりたいというふうに思っております。

ですから、私は高齢者全体を考えながら、やはり健康で生涯現役で暮らせるような町づくり、そしてまた、自立を含めたそういうふうな方向、そういうものもやはりしっかりと力を入れていかなければならないのではないかと。そういったところの方向付け、そしてまた今総括課長もいろいろ説明いたしましたけれども、ふれセン、大変赤字続きではございますが、私もいちい荘を民営化する時点の中でもそういったふれセン民営化ということも頭の中にあっただけでございますが、10年頑張っただけで応援してまいりましたけれども、せせらぎとか、事業者も今ふえてございます。他町村に比べれば、受け入れ先も環境が整ってきておりますし、またなかなか公営でこのようなデイサービスというのも他の市町村ではなかなか見受けられないと申しますか、そういう状況でもございますので、この時点の中でそういう方向をとりながら、そして高齢者全体の方々に今後の高齢者対策というものを展開していきたいなというふうな考えでございます。

ただ、国では、医療費削減に関しましては、いろいろベッド数を減らすとか、そういった方向をやっております。また、この施設、介護報酬に関しましては、そういう権限をどんどん地方に移して、そして介護報酬、給付全体を減らしていこうというふうなことがありますので、私はそれに関しては、やはり国がきちっとした責任を持っていくべきだというふうなことで対応していきたいというふうに思っておりますけれども、これは国のさまざまな法令の流れでございますので、またそれに対しては、町といたしましても、それに沿った対応等もしていかなければなりません。そういう面で皆さん方にご理解をいただきたいというふうに思っております。

以上であります。

○委員長（茶屋 隆君） よろしいですか。

〔「休憩するべ」と言う者あり〕

○委員長（茶屋 隆君） それでは、正面の時計で11時10分まで休憩したいと思いますので、休憩します。

午前11時00分 休憩

午前11時09分 再開

○委員長（茶屋 隆君） それでは、休憩前に引き続きまして会議を再開します。

一応いろいろありますけれども、3款民生費、第1項社会福祉費の部分で先ほどいろいろ出ましたけれども、最後の部分でもう一度資料をいただいて、詳しくまた説明をいただいてやるということで2項児童福祉費に入りたいと思いますけれども、よろしいでしょうか。

[「いいです」と言う者あり]

○委員長（茶屋 隆君） それでは、3款民生費、2項児童福祉費、説明をお願いいたします。

最初に、町民生活課分、児童福祉費についてお願いします。

町民生活課総括課長、川島康夫君。

○町民生活課総括課長（川島康夫君） 主要施策の説明資料では10ページになります。

決算書では90ページになります。出産者に対して祝い金を贈り、これを祝福し、児童の健全育成と児童福祉に努めますというふうなことで、すこやかベビー祝金制度を実施しています。第2子に対しましては、3万円を14人の方に。第3子につきましては、5万円を9人の方に。第4子以降の方につきましては、商品券5万円と現金5万円、それぞれ10人の方に給付しております。

それから、主要施策の11ページになります。決算書では91ページになります。乳幼児、妊産婦、ひとり親家庭及び小学生から高校生までの児童生徒等に対して医療費の一部を給付することにより、適正な医療の受診を容易にし、健康の維持を図るとともに、生活の安定と福祉の増進に努めますということで乳幼児医療費給付費、それ以降児童生徒医療費給付費まで、総額で2,402万4,000円の決算額となっております。

なお、令和元年度8月診療分から小学生までの医療費給付が現物給付となっております。

以上でございます。

○委員長（茶屋 隆君） 次に、健康福祉課総括課長、坂下浩志君。

○健康福祉課総括課長（坂下浩志君） それでは、民生費の2項児童福祉費について、健康福祉課分を説明したいと思います。主要施策の説明書10ページになります。

②番の児童手当になりますけれども、ゼロ歳から中学校終了前までの児童を持つ親に児童手当として支給したものでございます。決算額としては1億45万5,000円となっております。

③でございますが、障害児入所給付事業ということで、障がい児が自立した日常生活、社会生活を営むことができるよう、必要な障がい福祉サービスに係る給付を行ったものでございますが、児童発達支援で5人、放課後デイサービスで18人、保育所等訪問支援13人、障がい児相談支援23人というふうになっております。決算額としては1,427万3,000円となっております。

母子福祉事業でございますが、これは寡婦の方に対して医療費を給付したものでございます。寡婦等家族の健康増進等を図ることを目的としております。決算額としては34万円となっております。

次に、(3)番、地域子育て支援ひろば運営費、ピヨピヨ広場を青少年ホームに

において開設しておりますけれども、その開設経費ということになっております。決算額としては178万5,000円。これは、子育て中の親子が気軽に集い、交流できる場を提供することによって孤立感を和らげるといいますか、そういったことを目的として開設しているものでございます。

次に、放課後児童クラブ運営費でございますが、これは放課後児童クラブを運営するための経費ということになります。小学校に在学中の児童を放課後預かって、親御さんが来るまでそこで遊ばせたり、おやつを食べさせたりして見守っている施設ということになります。決算額としては1,001万5,000円ということになっております。

そのほかに児童福祉のところでは、3つの常設の保育園、あとは笹渡保育園を運営しておりますので、それらの運営費について決算額として載せております。

以上でございます。

○委員長（茶屋 隆君） 説明が終わりました。質疑を受け付けます。質疑ございませんでしょうか。

江刺家委員。

○3番（江刺家静子君） すこやかベビー祝金を支給してはいますけれども、これは全部商品券でしたか、現金ですか。

○委員長（茶屋 隆君） 主要施設の説明書についていましたけれども。

○3番（江刺家静子君） 商品券を高齢者ももらっていると思うのですけれども、私がいっつも心配するのは、使用できる期間が短いので、皆さん、全部使っていらっしゃるのかなという面、ちょっと心配になるのですけれども。話は変わるのですが、商品券発行すると、商工会に行きますよね、その事務が。そこで交換するといいますが、商工費のところでは質問すればいいのかな。どのぐらいの期限を切らしてしまったものがあるか、そういう人がいないか。

あと済みません、もう一つ。すこやかベビー祝金のことでちょっと、去年の決算特別委員会で町民生活課総括課長が、子育ての支援のことで、やっぱり第2子からではなくて第1子からのことを考えなければならないのではないかというふうなことを言っていたのですが、それはその後どうなったのでしょうか。

○委員長（茶屋 隆君） 町民生活課総括課長、川島康夫君。

○町民生活課総括課長（川島康夫君） 第1子からの給付でもよいのかという、そういうお答えをしまして、内部でも検討しておりましたけれども、出産者に対して行われるものですから、出産者、母親が1年以上軽米町に居住しているという要件がひとつあるものですから、果たして対象者がどの程度になるのかなという、それほど多くないし、なおかつ2人でも3人でも1人でも多く産んでほしいという思いもありますので、やはり2子以降なのかなという、そういう思い等がありまし

て、ちょっと今まだ検討中でございます。

○委員長（茶屋 隆君） ほかにございませんでしょうか。

〔「なし」と言う者あり〕

○委員長（茶屋 隆君） なければ、4款衛生費に入りたいと思います。1項保健衛生費、健康福祉課分。

健康福祉課総括課長、坂下浩志君、説明願います。

○健康福祉課総括課長（坂下浩志君） それでは、4款衛生費、1項保健衛生費について主要施策の説明書で説明したいと思います。ページは11ページになります。母子保健活動費ということでございますが、これについては、安全、安心な妊娠、出産を目標に、妊婦及び胎児の健康管理を行うために行っている事業ということになります。集団乳幼児健診受診者については、延べ人数357人、幼児教室親子参加者数については288人、発達相談件数は20件、5歳児教室参加人数は47人、妊婦・乳児一般健診受診票利用者数については、妊婦については延べ437件、乳児については延べ46件、こんにちは赤ちゃん訪問も実施しておりますが、これは45件というふうになっております。これについての決算額は668万7,000円ということです。

次に、(2)、予防費ですが、これは予防接種の委託料ということになります。感染のおそれがある疾病の発生の抑制、蔓延予防のために行っているものでございますけれども、定期予防接種ということで1,283人の接種をしております。インフルエンザ予防接種、これは65歳以上と6カ月から高校生に補助を行っているものですが、2,739人が接種しております。成人の方への風疹予防接種ということで6人が接種、成人用肺炎球菌予防接種として281人が接種をしております。決算額については2,020万7,000円ということになっております。

あと基本健康診査等実施事業ということで基本健診の委託料になりますが、市民の健康づくり及び疾病の早期発見、早期治療のための各種健診を行うということになります。基本健診については692人が受診しております。がん検診については、6,501人、骨粗鬆症検診については98人、肝炎ウイルスの検査については132人、健診事務支援、健康管理システムの委託料ということで決算額は3,521万5,000円となっております。

(4)の健康増進事業でございますけれども、働き盛り世代の疾病の早期発見、早期治療を図るために人間ドックを受ける対象の方に補助を出しているものでございます。50歳未満の人間ドックの方56人、一日人間ドックの方20人に対して補助を行っているというものでございます。決算額としては295万8,000円となっております。

健康福祉課については、以上でございます。

○委員長（茶屋 隆君） 次に、町民生活課分、町民生活課総括課長、川島康夫君。

○町民生活課総括課長（川島康夫君） 主要施策の説明資料では12ページになります。

平成30年度におきまして、軽米町火葬場整備事業の推進ということでございまして、火葬場整備事業調査測量設計業務を実施しております。決算額は2,420万9,000円でございます。今現在の火葬場の工事の進捗状況なのですが、政務報告でも申し上げましたとおり、造成工事が既に完了しております、基礎工事の型枠あるいは鉄筋の取り付け工事が進んでいまして、今週末から来週末にかけて基礎部分のコンクリートの打設ができるというような状況にはなっております。

以上です。

○委員長（茶屋 隆君） 地域整備課分、地域整備課総括課長、戸田沢光彦君。

○地域整備課総括課長（戸田沢光彦君） 地域整備課分でございますけれども、主要施策の説明書は12ページでございます。生活環境衛生の推進ということで生活排水による河川の水質汚染の改善と生活環境の向上を図るため、公共下水道計画区域外における浄化槽の設置者に対して費用の一部を助成しております。事業費につきましては781万1,000円、内容でございますけれども、浄化槽設置整備をされた方に対して町で補助、5人槽は3基、補助単価は35万2,000円。7人槽につきましては14基、補助単価は44万1,000円。10人槽につきましては、1基、55万8,000円となっております。これは、国の補助、それから県の補助、それぞれ3分の1、あと町で3分の1を負担しての補助事業ということになります。

以上です。

○委員長（茶屋 隆君） 2項清掃費も続けて、町民生活課、町民生活課総括課長、川島康夫君。

○町民生活課総括課長（川島康夫君） 主要施策の説明資料、12ページの2項清掃費の町民生活課管理部分になります。

（1）は、生活環境衛生の推進ということでクリーンアップデーを実施しております。決算額は2万8,000円でございます。

（2）が一般廃棄物の収集運搬事業でございます。人件費、それから車の維持費、それから修繕料等々で3,940万5,000円の決算額になってございます。平成30年度における一般廃棄物（家庭系）の収集運搬については、記載のとおりでございます。

以上です。

○委員長（茶屋 隆君） それでは、4款衛生費について説明がありました。質疑を受け

たいと思います。質疑ございませんでしょうか。

江刺家委員。

○3番（江刺家静子君） 104ページの下のごみ収集運搬作業員兼運転手嘱託職員報酬、嘱託職員は何人でしょうか。それで、ちょっと需用費のところになるかわからないですけども、嘱託職員の福利厚生といたしますか、一般の建設会社とか、そういうところでは作業服とか靴とか、ヘルメットとか渡すのですけれども、そういうのは適宜更新しながら支給しているのでしょうかお伺いします。

○委員長（茶屋 隆君） 町民生活課総括課長、川島康夫君。

○町民生活課総括課長（川島康夫君） 平成30年度におきましては、嘱託職員9名で作業をしております。作業服なのですが、新規で採用した場合には、新しく1着貸与するのですが、その後更新できるかという点、なかなか難しく、だんだん私服のようになってくるのが問題となっております。

○委員長（茶屋 隆君） 江刺家委員。

○3番（江刺家静子君） 危険な作業もあるので、ヘルメットとか靴なんかとかも作業するのに必要かと思うのですが、そういうのは支給するのですか。

○委員長（茶屋 隆君） 町民生活課総括課長、川島康夫君。

○町民生活課総括課長（川島康夫君） ヘルメットあるいは長靴、それから安全靴等に対しては確実に支給できるようにはしております。

○委員長（茶屋 隆君） ほかにございませんでしょうか。

中村委員。

○4番（中村正志君） 前にも聞いたかもしれないのですけれども、自殺対策事業用備品購入として45万8,892円支出されていますけれども、中身はどういうものだったのか教えていただきたい。

○委員長（茶屋 隆君） 健康福祉課健康づくり担当課長、角田貴浩君。

○健康福祉課健康づくり担当課長（角田貴浩君） 中村委員の質問にお答えします。

自殺対策の備品ということですが、マイクとかスピーカーとか、プロジェクターやスクリーンなど啓発用に購入しております。

以上です。

○委員長（茶屋 隆君） よろしいですか。中村委員。

○4番（中村正志君） 別なことをでは聞きます。次、104ページの有害鳥獣捕獲等委託料、多分猟友会かどこかに委託しているのだと思うのですけれども、実績というのはいかに把握されていますか。

○委員長（茶屋 隆君） 町民生活課総括課長、川島康夫君。

○町民生活課総括課長（川島康夫君） 有害鳥獣捕獲等委託料、この部分につきましては、生活環境にかかわる有害鳥獣等の駆除のために支出するものが町民生活課で農業

被害等が及んだときに出動していただくのが、同じ猟友会なのですが、実施隊ということで産業振興課とすみ分けしております、平成30年度におきましては、生活環境の悪化に及ぼすような出動事例はないのですが、猟友会の方々の保険、こちらのほうで支出させていただいております。

町民生活課が有害鳥獣捕獲等を駆除する際の窓口になるのですが、町民生活課のほうから県に許可を出すのですが、去年は熊が出没しまして、1件おりを設置した事例等はございます。

○委員長（茶屋 隆君） 中村委員。

○4番（中村正志君） 多分年度年度で委託されているのであれば、当然契約を結んで実績報告書をいただいているものかなと思って、その実績の内容をちょっとお伺いしたいと思って今質問したわけですがけれども、そういうふうなのはやられていないということですか。そういう文書のやりとりというのは。

○委員長（茶屋 隆君） 町民生活課総括課長、川島康夫君。

○町民生活課総括課長（川島康夫君） きちっと委託契約締結してしまして、実績等も提出していただくようになっています。

○委員長（茶屋 隆君） よろしいですか。中村委員。

○4番（中村正志君） その実績の中には、特に去年は熊のおりをつくったぐらいの実績しかなかったということで理解していいのですか。

○委員長（茶屋 隆君） 町民生活課総括課長、川島康夫君。

○町民生活課総括課長（川島康夫君） 熊のおりの設置等は、産業振興課にかかわる部分なので、うちは例えば生活……

○4番（中村正志君） ただ、実績書の内容はどうだったのですか。

○町民生活課総括課長（川島康夫君） ゼロです。カラスだとか、カワウとか、そういう生活環境を悪化させるカラスの類とか、野犬の類のものの実績はありません。

○委員長（茶屋 隆君） 中村委員。

○4番（中村正志君） 今カラスの話が出たのですけれども、ちょっと私も住民の方からカラス対策を何とかしてくれないかというふうな話をされたので、それに関連するのかなと思って内容を聞いたのですけれども、カラスのほうは、今こちらだということで、カラス対策で何かやられているのか、ただ委託してうるさかったら、勝手に撃ってくれとかとかそういうことなのか。そのカラス対策をどのように対応されているのか、事例等も含めて説明いただければ。

○委員長（茶屋 隆君） ちょっと休憩します。

午前11時32分 休憩

午前11時35分 再開

○委員長（茶屋 隆君） 再開します。

町民生活課総括課長、川島康夫君。

○町民生活課総括課長（川島康夫君） カラス等の苦情等も受けているわけなのでございますが、なかなかうちの中で対応するのは非常に難しい状況でございます。

以上です。

○委員長（茶屋 隆君） あとよろしいですか。

中村委員。

○4番（中村正志君） 別な話です。ごみの関係で、この前も一般質問もされて、そのときに同じような、実は広報お知らせ版の中で粗大ごみが月曜日から金曜日に変わりましたということがこの前も話されていましてけれども、どこのことを言っているのか。実は、下新町は、今までは第3金曜日だったのが、今月曜日になっているのです。だから、これはどこのことを言っているのだというふうに、全体のことを言っているような言い方なのですけれども、その辺がちょっとああいいう広報お知らせ版に書いているということはちょっとうまくないのではないかなというふうに。では、実際に軽米中全部そうだというわけではないと思いますけれども、いかがでしょうか。

○委員長（茶屋 隆君） 町民生活課総括課長、川島康夫君。

○町民生活課総括課長（川島康夫君） 軽米町全域ではございませんが、ある地区に限っては、従来ですと、奇数月の金曜日、例えば第1金曜日ですと、軽米地区のほう。第2金曜日ですと、米田地区のほう。第3金曜日ですと、小玉川地区のほうというふうなくくりの仕方をしていたのですが、ちょうど金曜日と金曜日でもっていきますと、その間にどうしても、プラスチックごみだったり、缶だったり、ビン等の収集日と重複する地区が出てきたものでございますから、パッカー車2台のほかに粗大ごみ用1台、それからその他缶、プラと、計5台で運行しなければならぬというふうな状況が多く見受けられましたので、それでは大変かなと思って、第3週の月曜日から金曜日にそれぞれ月曜日が新町地区、火曜日が蓮台野とか、水曜日が小軽米と割り振りしたのですが、その際に第3週にあった缶の収集日が1回落ちてしまいました。私、5、6月ぐらいまで町民の方から苦情が来るまで気がつきませんでした。大変申しわけなかったと思っていました。ことしは、特にも5月の10連休と、それから年末年始の9連休の休みがありますので、ちょっとその缶の収集をどうするかというふうなことで頭がいっぱいで落としてしまいまして、7月号のお知らせ版等で収集日にご注意くださいというふうな周知等は流してございます。大変申しわけありませんでした。

○委員長（茶屋 隆君） 中村委員。

○4番（中村正志君） 今のお話を聞けば、多分そうすれば、お知らせ版の書き方がまず

いのではないかというふうに解釈するのですけれども、もう一回見てみてください。あれを見れば、月曜日が金曜日になりましたよという言い方しか書かれていない。総括課長は、この前茶屋議員の一般質問の答弁のときにもそういう言い方をしました。粗大ごみが月曜日から金曜日になりましたよという、だから1カ所だけではないと思うので、広報お知らせ版を一回見て、書き方がまずかったのではないかということを確認したほうがよろしいのではないかと思います。そこはいいです。

あともう一つ、今二戸広域のほうでの工事があって、粗大ごみの中で布団とか何か出さないでくださいというのがあるのですが、それを九戸村のほうにあるいわて第2クリーンセンターのほうに運んでください。その中でもいろいろと意見があったのですけれども、そこで有料か無料かというのがちょっといまいよくわからないというのがひとつ。というのは、今まで粗大ごみ、布団を出しても、無料で持って行っていただいていた。今度は、受け入れるほうの都合で二戸広域の都合で、今工事をやっているから、受け入れられないから、いわて第2クリーンセンターに運んでくださいよといった場合に、有料であれば、ちょっとそれは筋違いではないかなという気がするのですけれども、そののところ、有料か無料かというのをひとつ確認させていただきたいと思います。

なぜならば今まで無料だったのがなぜ有料になるのかなというのがちょっと不思議な。広域の議会の議員もいらっしゃいますけれども、そういう議論があったのかどうかわからないのですけれども。それで、いつまでなのかというのは、まだはっきりしませんでしたけれども。ある人は、もし有料であれば、出すのを何年間か待たなければならぬというふうな話をする人もいるし、やはり有料になるか、無料でやるかというのでは、やはりかなり町民に対しては影響があるのかなという気がするのですけれども、そのところを確認させていただきたいと思います。

○委員長（茶屋 隆君） 町民生活課総括課長、川島康夫君。

○町民生活課総括課長（川島康夫君） 広報につきましては、再度記載のほうを見直しまして、改めて広報等を進めてまいりたいと思います。7月から二戸地区のクリーンセンターのほうに布団等の持ち込みができなくなりました。九戸村の第2クリーンセンターへ持ち込んだ場合には、有料となります。

○委員長（茶屋 隆君） 中村委員。

○4番（中村正志君） なぜ有料なのでしょう。今まで無料だったのが有料になるというのは、ちょっと意味がわからないのですけれども、というのは、二戸広域といっても、それぞれの4市町村が負担して経営、運営してもらっているもので、無料で持っていったものが、そこを工事やるからそっちに持っていけと、そっち

に持っていけば有料だよ。有料で逆に払っておいて、後から町で補助するかというふうなこともないわけですか。何かその辺はなぜなのか、もしそれが有料なのだったら、もっと丁寧に町民に対して一から説明するべきではないのかなという気がしますけれども、いかがでしょうか。

○委員長（茶屋 隆君） 町民生活課総括課長、川島康夫君。

○町民生活課総括課長（川島康夫君） これまでの布団、畳、それからカーペット類の処理の仕方なのですが、一旦収集された粗大ごみは、二戸地区のクリーンセンターで一旦ストックすると。ストックしたものを例えば1日当たりトラックで何キロまでは受け入れますよというふうなことで九戸村の第2クリーンセンターのほうへ搬入していて、二戸広域のほうで処分費を第2クリーンセンターのほうに支払いをしていましたということなそうです。

当然その支払った処分費については、全体の処理料の中で軽米で持ち込んだ分は軽米で負担するという形になってございましたのですが、第2クリーンセンターの処理料金が4月から一気に、ちょっと金額は忘れたのですが、3倍以上に膨れ上がってしまいました。それで、今7月から焼却炉の延命化工事に入りますので、ストックする場所がないために直接搬入をお願いしたところなのですが、処理料金がかなり高額なため、それぞれの市町村の負担金が高額になることが予想されたので、であるのであれば、そうそう頻繁に布団等が排出されるわけではないので、受益者負担といいますか、ご自身で持ち込んだ方に負担していただくというふうな形をお願いできないかなというふうなことで進めてまいりました。

令和2年4月から10月までと令和3年4月から10月まで、二戸地区クリーンセンターで軽米町のごみを受け入れしてもらえなくなるのです。全量を九戸村の第2クリーンセンターに搬入することになるのですが、その際の処理料がキロ52円と、二戸地区クリーンセンターで処理する単価の倍になってしまうのです。この委託費を全額それぞれの市町村で使用料割でプールすることになるのですが、延命化工事に係る工事費の負担も大きいところでして、そういうごみの処理費も多額になるよというふうなことで、ではちょっと今回布団、畳類に関しては自己搬入して料金も負担していただきましょうというふうな形をとったところでございます。

○委員長（茶屋 隆君） 中村委員。

○4番（中村正志君） 今話をどこかで町民の方々に説明されたのですか。多分今初めて私は聞いていますけれども、皆さん方も初めてではないかなと。そういう受益者負担を求めるといふことに対して失礼な言い方ですが、勝手に決めて、もう実施ですよということは、果たして町政運営としてよろしいのでしょうか。やはり変わったことについて町民の方に負担を強いるということであれば、当然説明を

すると。軽米だけの問題ではないかとは思うのですけれども、やはりその辺の工事に係る負担も大きいからとかと言いましたけれども、工事の関係の負担金を、まず議会でも予算化するときには議論もありましたけれども、そういう話は全くなかったのです。なぜ、それと一緒にすることではないかなと今思うのですけれども、何かちょっと説明不足だなという気がしますけれども。これで果たして町民の方々納得するのでしょうか。何か私はいまいち納得できかねるのですけれども、広域議会の中でそういう話はなされなかったのか。町長は、どっちの立場、執行者なのであれですけれども、どっちのほうから聞けばいいのですか、広域議会の関係を。

〔「休憩のほうがいいかね」と言う者あり〕

○委員長（茶屋 隆君） 休憩します。

午前 11 時 48 分 休憩

午前 11 時 49 分 再開

○委員長（茶屋 隆君） 再開します。

町民生活課総括課長、川島康夫君。

○町民生活課総括課長（川島康夫君） 周知不足に関しましては、お詫び申し上げたいと思います。引き続き広報等で周知してまいります。

○委員長（茶屋 隆君） 山本委員。

○10番（山本幸男君） 周知してもらうのは当然で、周知しなければならないですが、町民はそのことが理解できるかどうか、まず簡単に言えば、相談もしないで、説明も受けなくて料金を取るというふうな形は、まず基本におかしい話だ。だから、説明もする、それから前に戻す、その部分は当面無料化をすとか、いつまで延命化工事が続くのかちょっと私も勉強不足でわかりませんが、説明だけではまずいと思います。町長、どうですか。

○委員長（茶屋 隆君） 町長、山本賢一君。

○町長（山本賢一君） 先ほど総括課長から説明があったように、大変九戸村の第2クリーンセンターは、料金が高いというふうなことで、二戸広域でもそこら辺の負担軽減のためにも料金の設定に関しては、極力広域のごみと申しますか、下げていただくような折衝はずっと続けておりました。その結果、多少は下がってはあったのですが、こちらがお願いしていたようには下がってはいなかったというふうなことで、今総括課長が説明したような経過になったのかと理解しております。今いろいろ皆さんに説明不足も含めて少し預かりとしてちょっと結論といいますか、それをここではちょっと差し控えさせていただきたいというふうに思います。

○委員長（茶屋 隆君） では、預かりとして検討して皆さんに説明するという形でした

ので。

中村委員。

- 4番（中村正志君） 検討していただくということで期待しておりますけれども、いずれごみに関しては、もう何年も前からごみゼロ運動と申しますか、ごみを少なくする運動が町でも行われてきていた。というのは、そのときに説明した中では、ごみの量の分配で各市町村の負担金が決まってくるのですよと。だから、軽米町からごみが多ければ多いほど負担金が多くなりますよということで町民の方々に理解をいただいて、ごみの量を減らすという運動を地域懇談会等でも何回も説明してきた。そういうことは、多分町民の方もわかると思います。だからそういうことでやってきているのであれば、当然ごみを出せば、市町村の負担になるのだよというふうな理解は町民もわかると思いますので、それを含めて町でもどうしても出さなければならぬごみについては、やはり出さなければならぬと思うので、今まで無料だったのが有料になるというのは、やっぱりまずいことではないのかなと。

私は、広報でお知らせするのは一方的なわけであって、やはり本来ならば、各地区の懇談会か何かで説明会を開いて町民の声も聞きながら納得してもらいながら説明していかなければならぬ事項ではないのかな。それぐらいの大きな重要な問題だというふうに認識して検討していただきたいことを希望したいと思います。

- 委員長（茶屋 隆君） 要望でよろしいですか。

- 4番（中村正志君） はい。

- 委員長（茶屋 隆君） それでは、そういうことであとございませんでしょうか。

館坂委員。

- 6番（館坂久人君） 主要施策の説明書12ページの清掃費なのですが、クリーンアップデーの実施という項目があるわけですが、私どもの地域では、8月の第1日曜日はクリーンアップデーということで道路の草刈りとか、ごみ拾い、毎年実施しているわけですが、草刈りも刈り払い機で各自持ち寄って草取りをやっております。最近はどうしても高齢化して、年寄りがふえてきて、なかなかことしのよう暑い日が続くと、非常に年配の方は、刈り払い機を使うのにも倒れるというふうな感じで、これは毎年やっていくのはちょっと大変だなという話を、いつも終わった後慰労会というか、そういう反省会で言われています。その中で意見が出たのは、刈り払いというのも私らの地域は、草刈りの町道の部分がすごく広いです。うちの部落から旧晴山中学校のほうに行く路線とか、山内通りの糞口のほうに出る路線、それから太田橋や貝喰のところに出る路線、本当に一日がかりでやっているわけですが、その中でいろんな意見が出た話ですが、毎年こんなに暑いと大変だなということで、この際、除草剤散布をすれば、もっと楽にできるので

はないかなと。クリーンアップデーの前に1回、このときは1回、2回ぐらいまければ、かなり草も軽減できるなど。しかもすごいところは、この辺でいうヨシとか、そういうのもすごい草があったりして、それらも除草剤散布すればもう少し楽になるのかなと思って。今当局のほうでは、助成しているのは、ごみ袋です。その除草剤のほうを助成とは言わないのですが、半額助成、そういったことも考えてもらえれば、地域住民も楽かなと思っていましたが、そういうのをちょっと考えてくれたほうが私らの地域だけではなく、皆さんのところも楽かなと思っていましたので、そういったことも検討するに値しないのか伺います。

○委員長（茶屋 隆君） 町民生活課総括課長、川島康夫君。

○町民生活課総括課長（川島康夫君） クリーンアップデーは、毎年お盆の帰省時期に合わせて帰省なさる方から気持ちよく過ごしていただきたいというふうなことで8月の第1日曜日に設定してあると思うのですが、その割には2万8,000円という寂しい予算になっていますので、今お話承ったご要望等を勘案しながら道路管理者である地域整備課と、行政区活動交付金等を交付している総務課、財政のほうと協議しながら進めてまいりたいと思います。

○委員長（茶屋 隆君） よろしいでしょうか。

○6番（館坂久人君） はい。

○委員長（茶屋 隆君） そのほか。

〔「休憩」と言う者あり〕

○委員長（茶屋 隆君） ちょうど時間でございますので、それでは、1時まで休憩します。午後から5款の労働費からということで休憩します。

午前11時59分 休憩

午後 零時59分 再開

○委員長（茶屋 隆君） それでは、休憩前に引き続き、会議を再開します。5款の労働費からです。

〔「ありません」と言う者あり〕

○委員長（茶屋 隆君） それでは、よろしいですか。

6款農林水産業費、1項農業費。産業振興課総括課長、小林浩君。

○産業振興課総括課長（小林 浩君） それでは、6款農林水産業費について説明いたします。

主要施策説明書は12ページでございます。下のほうでございますけれども、1項農業費、農業委員会分といたしまして、（1）、農業委員会総会の開催と農地の流動化促進活動を行っております。内容といたしましては、農地法第3条に基づく農地の権利の移動といたしまして91筆。同法第4条、農地の転用でござい

ますが、2筆。同法第5条、農地の権利の移動を伴う転用等につきましては、9筆の処理を行っております。

なお、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積件数は168筆でございます。

続きまして、(2)、農業者年金の加入促進活動でございますけれども、平成30年度は、加入者数が58人、受給者数は175人となっております。

続きまして、13ページ、(4)、農業振興事業でございます。まず①、地域農業マスタープラン実践支援といたしまして、軽米町で策定している地域農業マスタープラン10地区について見直しのための検討会を開催しております。見直しに係る10地区での参加者数は、延べ274名ございました。

②番、畑作園芸産地づくり強化対策事業、この事業は、事業主体であるJAに対し、各種支援事業補助金を交付したものでございます。内容でございますが、アといたしまして、組織活動推進対策、これは野菜、果樹、花卉、加工桃各生産部会等への支援でございます。イといたしまして、生産促進対策、花卉生産安定対策といたしまして改植用資材等の助成10アール分、ハウレンソウ高温対策といたしまして、遮光マット購入に係る資材の助成。あとは販売促進会といたしまして、市場等の視察に伴う視察の経費の一部助成でございます。新規就農支援といたしまして、資材、花卉等の種苗等の助成を行っております。ウのサポート事業でございますが、食育・出前事業といたしまして、学校給食食材提供助成を行っております。これは、オール軽米産給食の食材の一部助成でございます。あとは新規生産者募集等、これらの経費につきまして92万9,000円を農協に助成したものでございます。

③、農地中間管理事業（機構集積協力金）でございます。アといたしまして、地域集積協力金、1地区11.32ヘクタール、これは大清水地区の農用地利用組合に対して158万4,800円を助成しております。イの経営転換協力金、これは2名の方に1.69ヘクタール分として42万2,500円、ウの耕作者集積協力金、これは農地の出し手の方に対する協力金でございますけれども、2戸、0.58ヘクタール、2万9,000円、合計で203万6,000円の事業費となっております。

④、農業次世代人材投資事業（経営開始型）でございます。対象者は7人、うち夫婦1組でございます。これは、夫婦の方につきましては、年間225万円、1人の対象者の方には、年額150万円、平成30年度は途中からの補助事業対象者になった方もおられますので、その方については、半年分の75万円を支給しております。合計で900万円でございます。

続きまして、14ページ、⑤、工芸作物等生産振興事業、アといたしまして、葉

たばこ生産振興事業、内容といたしましては、地力増進対策、これは堆肥散布等に係る10アール当たり2,000円の支援としております。99戸、82.69ヘクタールで265万1,000円の補助金額となっております。続いて、イといたしまして、ホップ生産振興事業、これは生産振興対策といたしまして1キロ当たり30円の補助金を交付しているものでございます。14戸、約50トンにつきまして149万円の補助金額、合わせまして414万1,000円の事業費となっております。

⑥、いわて地域農業マスタープラン実践支援事業、これは農業機器等の購入に係る県と町合わせて2分の1の補助金を交付する事業でございます。園芸振興といたしまして、アの花弁、リンドウ苗、リンドウ新植資材、移植機1台等の補助金を交付しております。事業対象者は、軽米町の花弁生産振興協議会でございます。イの雑穀関係といたしまして、汎用コンバインの購入に係る費用といたしまして、晴山農業機械利用組合に440万6,000円を交付しております。ウの野菜でございますけれども、ニンジン収穫機1台、ネギ管理機一式、動力噴霧機1台、ネギ皮むき機1台、根葉切り機1台、育苗資材一式、ネギ結束機1台等で高清水野菜生産組合及び軽米町のネギ部会のほうに合わせまして236万9,000円の補助金を交付しております。事業費合計は759万7,000円でございます。

⑦、6次産業化推進事業、これは昨年度ジェラート7品目の開発を軽米町産業開発にお願いして行ったものでございます。開発に係る軽米町産業開発への委託料は、事業費735万5,000円のうち170万円となっております。そのほか6次産業化推進事業に係る臨時職員2名分の賃金等を合わせた事業費で735万5,000円となっております。なお、この事業につきましても、地域経営推進費214万6,000円の特定財源を見込んでおります。

続きまして、(5)、水田農業推進事業といたしまして、①、経営所得安定対策等推進事業、これは国庫補助金で軽米町農業再生協議会に交付される金額で軽米町農業再生協議会の事務経費となるものでございます。

②番の飼料用米等水田農業推進事業でございますが、これは町単独事業で内容といたしましては、飼料用米等の集出荷等認定方針の作成する4者の事業者につきまして10アール当たり取りまとめのための経費として1,000円を交付するものでございます。

③、岩手の水田農業確立推進事業、県補助金でございますが10万8,000円、これは農業再生協議会の事務費に充てられるものでございます。合計事業費といたしまして470万9,000円となっております。

続きまして、15ページ、(6)、農業金融対策費、①、農業近代化資金利子補給費補助金といたしまして、平成19年からの分で2件で利子の補助金は4,0

00円。

②番、農業経営基盤強化資金利子補給費補助金といたしまして、平成17年度からの8件分について13万4,000円の支出となっております。

(7)、畜産振興事業といたしまして、①、軽米牛地域内一貫生産推進事業、これは肥育素牛の地域内保留を行うものでございまして、1頭当たり5万円、49頭で245万円となっております。

②、乳用牛群整備促進対策事業、これは乳用種初妊牛の導入について1頭当たり10万円、3頭の導入で30万円の支出となっております。

③、軽米町畜産産地づくり強化対策事業といたしまして、価格安定対策といたしまして、ブロイラー価格安定対策事業、これは岩手県の資金協会に対して基金の積み立てをするものでございます。養豚経営安定対策事業、これは県の配合飼料基金協会に対して基金の積み立てをするものでございます。合わせまして656万1,000円、畜産共進会の開催経費といたしまして、馬産振興会に10万円、北岩手和牛改良組合に25万円、合わせて35万円の補助金を交付しております。優良馬改良推進、これは軽米町の馬産振興会に対しまして、馬の種付けに係る費用の一部負担といたしまして1頭当たり1万5,000円、11頭で16万5,000円の補助金交付となっております。繁殖雌牛増頭支援事業、うち県外導入といたしまして、昨年度は鹿児島県から11頭、1頭当たり30万円で補助金交付額は330万円となっております。同じく増頭支援といたしまして、自家産子保留、これは1頭当たり10万円、27頭で270万円の補助金額となっております。

続きまして、(8)番、町営牧野管理運営といたしまして883万9,000円の支出となっております。これは、臨時職員の賃金、牧草の種代、肥料散布等を含めた事業費でございます。この中には、牧野使用料の450万円が特定財源として投入されております。

(9)、ミレットパーク等管理運営費、①、ミレットパーク指定管理委託料といたしまして、株式会社軽米町産業開発に対して697万4,000円を支出しております。指定管理期間は、平成30年4月から令和3年3月31日までの3カ年となっております。

続きまして、16ページをごらんください。②、ミル・みるハウス指定管理委託料、これも軽米町産業開発に680万7,000円で指定管理をお願いしているものでございます。指定管理の期間は、先ほどと同様の期間でございます。

(10)、多面的機能発揮促進事業といたしまして、①、環境保全型農業直接支払対策交付金、昨年度は2つの組織に対して187万9,000円を支出しております。②、多面的機能支払交付金、昨年度は17組織に対して1,568万2,

000円を交付しております。③、中山間地域等直接支払交付金といたしまして、昨年度は32協定、1,975万9,000円の補助金を交付しております。事業費は合計で3,732万円となっております。

産業振興課分は以上でございます。

○委員長（茶屋 隆君） 次に、再生可能エネルギー推進室長、福田浩司君、説明をお願いします。

○再生可能エネルギー推進室長（福田浩司君） 続きまして、6款1項農業費の再生可能エネルギー推進室の分を説明させていただきます。主要施策の説明書の12ページ、決算書ですと110ページとなります。

（3）、自然のめぐみ基金元本積立ということで、事業費は35万円となっております。これは、発電事業者と締結した協定書に基づきまして、売電収入の一部を寄附金として受け入れて、自然のめぐみ基金に積み立てを行ったものでございます。内訳としましては、平成30年度は2カ所、太陽光の発電所が稼働しておりましたので、その2カ所から受け入れております。円子地区のニューデジタルケーブルから20万円、それから西山太陽光発電所から15万円、それぞれ基金として受け入れております。

再生可能エネルギー推進室の分は以上でございます。

○委員長（茶屋 隆君） 次に、総務課分、総務課総括課長、吉岡靖君。

○総務課総括課長（吉岡 靖君） 農業費のうち総務課の分でございます。ページは14ページをごらんいただきたいと思っております。14ページの⑧、地方創生交流生産推進事業ですけれども、事業費は154万5,000円、内容でございますが、円子地区交流センターに併設するパン工房を活用し、パンの製造技術の習得、試作品の市場調査を行うなど、試験研究を行い、3年後の本格販売に向け取り組んでいるというふうなことでございます。説明の中には3年後となっておりますが、今年度に入ってから試作を繰り返しながらも一部販売活動も行っておりますので、3年を待たないで本格的な販売に持っていければいいなというふうに考えております。

以上でございます。

○委員長（茶屋 隆君） 税務会計課総括課長、小笠原亨君。

○税務会計課総括課長（小笠原 亨君） それでは、11目国土調査費について説明させていただきます。

決算書のページ数は117、118ページになります。支出につきましては、ごらんのおりでございます。委託料ですけれども、境界線の結線の間違いの申し出がありましたので、訂正申し出により、業務委託して訂正をしております。

以上で説明を終わります。

○委員長（茶屋 隆君） 以上、説明がありましたけれども、質疑を受けたいと思います。質疑ございませんでしょうか。

6 款農林水産業費、1 項農業費に関して。

中村委員。

○4 番（中村正志君） 決算ということよりも農業関係の状況をお伺いしたいのですけれども、工芸作物生産振興事業ということで葉たばことホップ生産のことで町からも支援しているということのようですねけれども、葉たばことかホップ等は、結構専業農家の方が多いのかなと、町の農業収入にも結構大きい割合を占めているのかなというふうに感じるところですねけれども、葉たばこ等の後継者の状況と、私が活動している範囲の中では、そこの息子さんが後継者として来て、以前よりも耕地を広げてやったりして、後継者がいるところは大きくやっているところも見受けられるなというふうに感じておりますけれども、町全体としてその辺のところはどういう状況なのか。

また、ホップに関しては、結構厳しいような話をちらっと聞いたりしているのですけれども、ホップ農家の状況等は現在どのような状況にあるのか。資料をお持ちではないかもしれないのですけれども、わかる範囲で教えていただければと思います。

○委員長（茶屋 隆君） 産業振興課総括課長、小林浩君。

○産業振興課総括課長（小林 浩君） ただいまのご質問でございます。

まず、葉たばこは、ホップに比べれば後継者の方がいるように感じております。ただ、葉たばこにつきましても、一番高いころよりは10アール当たりの生産額は安くなってきておりますが、まだまだ40万円から60万円の間ぐらいで安定した状態なのかなと感じております。ただ、耕作面積等を見ますと、ここ20年間で約半分の面積になっております。20年ぐらい前は二百四、五十ヘクタールありました。現在は、110から120ヘクタールの間ぐらいまで落ち込んでおります。ホップでございますが、現在14戸の方が約22ヘクタール程度を耕作しております。田子町の方が1名、軽米町が14名、岩手町が1名でホップ生産組合を組織して、その組合員となっているわけでございますが、この方々がこれ以上減れば、法律に基づく組合としての要員を満たすことができなくなるという状況でございます。ホップにつきましては、一部後継者の方が入っておられている駒木・長倉のほうでありますが、全般的に見ますと、今のところ後継者がいない。約60代ぐらいの方々が今頑張っている状況と認識しております。

○委員長（茶屋 隆君） 中村委員。

○4 番（中村正志君） ありがとうございます。それで、ホップに関してですけれども、秋になれば、軽米産のホップのサッポロビールがいろいろと広報されていますけ

れども、そのときに岩手町と軽米町で生産されたホップというふうに宣伝されているから、ああ岩手町と軽米町は同じぐらいの規模でやっているのだなど、今の話だと、軽米町が14戸で岩手町が1戸で、1戸も含めて岩手町産と軽米町産のホップと言っているわけですね。軽米産だけでいいような感じを受けましたけれども、わかりました。ありがとうございました。

○委員長（茶屋 隆君） ほかにございませんでしょうか。

江刺家委員。

○3番（江刺家静子君） 112ページの備考欄に農産物の放射能検査委託料というのがあります。これは、今現在もどのような品目について検査委託をしているか。

〔「112ページの」と言う者あり〕

○3番（江刺家静子君） 112ページの委託料、農産物の放射能検査委託料。

○委員長（茶屋 隆君） 産業振興課総括課長、小林浩君。

○産業振興課総括課長（小林 浩君） これにつきましては、主に雑穀生産者でございます。量の少ない雑穀等につきましては、個人で販売をするために放射能検査をしなければいけないという方が町に申し込まれた場合、町を経由して検査機関のほうへお願いしているものでございます。

○委員長（茶屋 隆君） よろしいですか。江刺家委員。

○3番（江刺家静子君） ありがとうございます。

同じく112ページの負担金、補助及び交付金の中に、地方創生交流生産事業ということで円子地区でパン工房を活用してパンの製造技術の習得とかと、3年後に本格販売に向けてということなのですが、これは何人ぐらいの方がやって、今現在どういう状況でしょうか。

○委員長（茶屋 隆君） 総務課総括課長、吉岡靖君。

○総務課総括課長（吉岡 靖君） 今現在の状況ですけれども、円子地区の方だけではないですが、6名の子育て世代の女性の方がパンをつくっていただいております。今年度に入りましてからは、一部販売等も行っているものでございます。

○委員長（茶屋 隆君） よろしいですか。江刺家委員。

○3番（江刺家静子君） そうすると、今現在はどこに行っても買えないということでしょうか、試食販売というか、試験販売みたいなことをしていますか。

○委員長（茶屋 隆君） 総務課総括課長、吉岡靖君。

○総務課総括課長（吉岡 靖君） ことしに入ってから一部販売はしておりますので、購入できますけれども、1つは円子パン工房と、それとあと役場の中にも入っているのですが、訪問しての販売、そういったことをしております。いつそのパンが買えるのかということなのですが、情報としては、円子パン工房のほうでSNS、フェイスブックというので情報を発信しているというふうなことです。

パン工房のほうに行っておられる方は、そういったことを情報源として購入されていると聞いています。

○委員長（茶屋 隆君） 江刺家委員。

○3番（江刺家静子君） 質問ではないのですけれども、これまでも食堂を出したりとか、いろんなのをやっていて途中で終わってしまったというのがありますので、ぜひとも販売によって商売になっていけるように頑張って続けていってほしいと思います。期待しています。

○委員長（茶屋 隆君） よろしくお願いします。

中村委員。

○4番（中村正志君） 関連ですけれども、実は1回新聞記事に載ったと思うのですけれども、それでやはり町外の方々にそれに注目している方もおられまして、私もあるとき、盛岡の人と話をしていたら、今度軽米に帰ったら、そこに寄らなければ、寄ってパンを買ってこなきゃならないと言われたのですけれども、多分行ってもわからないのではないかと、そういう返事をせざるを得ませんでした。なぜならば、その道路から見ても、その場所は見つけられないのではないのでしょうか。この前見たら、それこそ入り口というか、昔の学校に入る出入り口側に何か小さな看板があったのですけれども、普通はもっと車で走っていてもわかるような、その人は小軽米の人の話だったのですけれども。ですから3年後を目指すのであれば、もっと場所を広報活動というのですか、そういうのをもう少しきちっと皆さんにわかるようにお示ししていただかないと、交流センターそのものもわからない人が軽米にもいっぱいいらっしゃるのではないかなど。円子地区の方はわかるかと思うのですけれども、円子以外の方は、円子交流センターどこにあるのか、玄関が見えませんが、表から。その辺のところも検討していただいたほうがよろしいかと思えます。

○委員長（茶屋 隆君） 総務課総括課長、吉岡靖君。

○総務課総括課長（吉岡 靖君） 広報だと申しましても一時的なものになりますので、できれば、今現在はパン工房のほうで販売日とか、場所もそれもお知らせしていると思うのですが、現在はフェイスブックという形なのですが、本格販売になって軌道に乗ったならば、ホームページ等も開設して、そちらのほうから情報提供をしていくというのも一つの方法であろうかと思えますし、様子を見ながら、例えば店頭のところへのぼり旗等を設置して目立つようにするというふうなことも考えられます。ただ、いずれ動いていただくのは、パン工房の皆様ですので、そういったことについても、今後打ち合わせ等の中で話し合いたいというふうに思います。

○委員長（茶屋 隆君） 中村委員。

- 4番（中村正志君） ただいまの発言は、余り積極的ではないなと感じます。なぜならば、この3年後というのは、3年間は町が支援しますよと、ということは、3年後にはきっちり皆さんができるような状況を、それまで町が応援しなければならぬのだというふうなことで予算もつけてやっているのだったら、もっと積極的な支援が必要ではないかなというふうに、ちょっと考え方を少し変えたほうがいいのではないかなというふうに今感じましたので、よろしくお願ひしたいと思います。
- 委員長（茶屋 隆君） 総務課総括課長、吉岡靖君。
- 総務課総括課長（吉岡 靖君） 今の3年後の本格販売というのは、やはり町での支援も3年程度をめどにというふうな考え方で、逆に言いますと、3年後には自立した活動で動いていっていただかなければならないというようなことでございます。ですから、当然その3年間も我々もバックアップしていくわけですが、やはり本人たちから、より自発的に動いていただくというふうなことも自立ということを考えた場合は重要ではないのかなというふうなことで先ほどのような発言になったものでございます。
- 委員長（茶屋 隆君） よろしいですか。
そのほかございませんか。
上山誠君。
- 1番（上山 誠君） 112ページに鳥獣被害防止対策支援事業費補助金9万9,792円とありますが、これはどのように使われているかというのと、今現在、これから先鹿とかの被害が拡大すると思われるのですが、それに対する対策を早目にとったほうがいいのではないかという要望というか、それもあるのですが、今現在の被害状況とか届いていないのでしょうか。
- 委員長（茶屋 隆君） 産業振興課総括課長、小林浩君。
- 産業振興課総括課長（小林 浩君） ただいまの上山委員のご質問でございますが、まず最初に9万9,792円の補助金は、鳥獣被害防止協議会に対しての補助金でございます。内容は、今年度は、小さい鳥獣用のわなの購入をしております。それが9万9,000円の内訳でございます。昨年はずっと国庫補助事業がつかまりましたので、昨年はいろいろなものを購入しております。例えば大型獣のわな、鹿、熊とかのわなを8基ほど買ったと記憶しております。あと小型、例えば鳥であったり、ハクビシンであったりとかの小型のわなは15程度買って備えております。あとそのほかに作物被害防止のための電気柵300メートル分も昨年の国庫補助事業によりまして補完、取得しております。そのほかに監視カメラも買ってあります。
それらにつきましては、先ほど午前中に町民生活課のほうの関係と産業振興課で

は、農産物の被害を防止する部分についての用務としてそれらを備えておりますので、春のお知らせ版等でも皆様方に1回ほどの周知にしかになっておりませんけれども、被害があった場合は、産業振興課のほうにご連絡をいただくと、現在25名の方が実施隊に加入されておりますけれども、それらの皆さんにお願いをしてわなを設置するとか、電気柵を設置する。あとは、最悪の場合であれば、狩猟、鉄砲で撃つというふうな形になってまいります。

ことしの被害状況は、ハクビシンのわなを2カ所、門前地区と長倉地区に貸し出しをいたしまして、5頭のハクビシンをとっております。あとそのほかにつきましては、昨年度は熊が市野々地区等にわなを設置いたしました。捕獲はできませんでしたが、設置しております。あとことしは野場地区で1件、そういうふうな被害があったのですが、設置のための準備をしている途中で被害に遭わなくなったということで未設置、今まさしくきょう、あすになるというふうに担当のほうから話を聞いておりますけれども、長倉地区の果樹園で被害があるということで熊のわなを設置する予定としております。あとは、委員おっしゃるとおり、最近鹿が米を食べるとか、トウモロコシを食べるとか、いろいろな被害は出ております。産業振興課のほうに連絡をいただければ、産業振興課のほうでもそういうふうな機器を使っての対策を講じることがありますので、その辺も町民の皆様方にお知らせをしていただければよろしいかと思っております。

○委員長（茶屋 隆君） よろしいですか。

〔「はい」と言う者あり〕

○委員長（茶屋 隆君） 大村委員。

○7番（大村 税君） 産業振興課のところで⑦番の6次産業化推進事業のジェラート7品目の開発をなされたということで、そしてまた町内の農産物を活かした新商品の試作や開発とともにショッピングサイトを活用した町内特産品の効果的な宣伝活動が図られたというようになってはいますが、試食は恐らく私の記憶では、食フェスタのときにやったなと思って、大体1年たっておりますが、この製品開発はいいと思っておりますけれども、その後の実態はどうなっているのか。例えば贈答品にどうぞということで流通に乗せているとか。やっぱりそういったのがなければ、ただの開発だけでは、ちょっと物足りないのではないかなと私は思うのです。そういうところで、今実態はどうなっているのか。そしてまた、どういうところで軽米の特産品、ジェラートは求められるのかということは町民の方にも恐らく認知度が低いなと思うところがございます。これは軽米町産業開発の対応の仕方は大だと思っておりますけれども、やはり所管課がそれなりの助成金をしてやっているのだから、やっぱりそういう軽米町産業開発にもそういう指導がなされてもいいのではないかなと思っておりますが、そういった実態と指導とか、流通等がつかんであ

たならば、お知らせ願いたい。

また、もう一つは、この開発は県外の製造業者で開発されたというふうに認識しておりますが、そのとおりなのか。そうだと思いますが、軽米の商品の原材料がどのくらいで、どういうふうになっているかつかんであるのだったならば、教えてもらいたいなと思います。

というのは、これは私見ですけれども、加工の部分のメリットが7割もあるので、普通。そういうときに、県外でつくって7割を県外に払って軽米の人が買う、そういうのは果たして町のためになるのかということも私疑問を抱いているところなのです。であれば、つくる過程を我が町で、町内で加工、生産をして流通に乗せて町の産業を好展開するということが大事ではないかなと思います、その辺について。

○委員長（茶屋 隆君） 産業振興課総括課長、小林浩君。

○産業振興課総括課長（小林 浩君） 現在の状況でございますけれども、昨年度行った地域経営推進費を活用した補助事業の中でジェラート保存用のストッカーを7台購入しております。その7台を軽米町産業開発のほか一般の業者の方、お店をやっている方々に、ジェラートの販売を行ってもらえないかというお知らせを皆さんにいたしました。しかしながら、軽米町産業開発以外でのジェラート販売を受け入れてくれるという業者がございませんでした。現在は、ミル・みるハウスに大きなストッカーを2台と小さなストッカーを3台、主にミル・みるでの販売を主体として行っております。そのほかにフォリストパークにもストッカーを準備いたしまして販売を行っております。業者は、宮城県の蔵王の方でございます。

当初ジェラートをつくってくれる業者が大野の業者等も、なるべく町に近いほうがいいということで近場の業者を当たったわけですが、小ロットでの製造はできないということでした。宮城県の業者はある程度少ないロットであっても受注してくれるということで、その方を選定いたしました。

大村委員のおっしゃるとおり、町中でもつくって、例えば個人経営をするような工房等で自分で自分なりのジェラートをつくって、そこで食べさせるとか、そういうのであれば、ある程度可能性が高いと思います。しかしながら、今みたいにカップに入れて販売をするロットでつくっていくとなると、今後いろいろな検討を重ねた上で町中で生産、販売していくという方向に持っていく必要があると思います。私も町の中にできる業者があるのであれば、それが一番いいと思います。

現在の発注している宮城県の業者は、補助金で作成、製造をお願いしておりますので、そのレシピについては、全て補助金の成果品としていただいております。それで近くの業者、受ける人があれば、そちらのほうに変更していくことも可能だと考えておりますし、現在の業者もそれは認識していただいております。ただ、

なかなか町中でとなると、ハードルが高い部分があるのかなと。今後は検討してまいりたいと思います。

○委員長（茶屋 隆君） 販売の状況について、産業振興課商工観光担当課長、畑中幸夫君。

○産業振興課商工観光担当課長（畑中幸夫君） それでは、販売状況のご質問にお答えしたいと思います。

3月までは試験製作ということで県の補助もいただきながら作成して、それはそれで一旦完結しております。4月以降、1,600個弱の個数をつくって、先月の末ごろ、8月終わったあたりにちょっと聞いた数字ですと1,200個ぐらい売れているということで、ミル・みるを中心に販売を展開しながらそれ以外の施設でも売っているというところでございます。

主には、サルナシとか、エゴマとか、品目的にはその辺を中心に売れているという状況で聞いております。

以上です。

○委員長（茶屋 隆君） 大村委員。

○7番（大村 税君） いろいろ教えていただきましてありがとうございます。今そのご回答の中で、ふとこれも私見でございますけれども、総括課長の答弁では、地元でつくる工程で手を挙げるのであれば、そういうふうにして支援していきたいというような大変力強いお話をいただきました。その中で、私が思うに、今ストッカーを扱っているのは軽米町産業開発のみです。そうであれば、軽米町産業開発が地元でつくって、そしてミル・みるとフォリストパークで販売するような状況は考えられないのかなと、こういうふうにふと思ったのですが、いかがでしょうか。

○委員長（茶屋 隆君） 産業振興課総括課長、小林浩君。

○産業振興課総括課長（小林 浩君） まず初期投資だと思います。ジェラートマシーンを導入していく機器の部分、スペースの部分だと思います。それをその個数が今担当課長が申しあげましたように、現在のところ1個当たり320円でございますが、1,200個程度の販売。これが何万個と売れるような状況になっていくのであれば、やはり初期投資も含めた検討ができていくのかなと思うのですが、なかなか今の売れ筋であれば、難しいのかなと思う部分もあります。

いずれその辺につきましては、試験段階では小ロットで7品目をつくっていただける業者をどうにか見つけてお願いした。レシピはいただいて、今後変更も可能であるということは確かでございますので、それらを踏まえながら初期投資等にどれくらいかかっていくのか、人材がどの程度必要なのか、どういう機材が必要なのか等も含めながら検討させていただきたいと思います。

○委員長（茶屋 隆君） 大村委員。

○7番（大村 税君） ありがとうございます。そういったコスト面とか、そういうものを考慮してこれからも推進を考えていきたいということだと思いますが、私が思うには、軽米町産業開発というのは、もうけを生み出す、もうけなければならぬのだけれども、それだけに走らないように、やはり地域の産業をいかに助成していくかというのが、私は基本的な姿勢であろうと思うわけなのですが。それを所管する担当課が支援しながら軽米の町にも新しい産業が起き、そしてまた軽米に来ると軽米のそういったほかにないものを試食できるというような、そういうことで交流人口も拡大していくというふうに私は思っているのですが、その辺もコスト云々くんぬんではなくて、そういった方向性も町としては考えてもいいのかなと思います。

それと同じあれですけども、先般ソーラーの竣工式のお土産というか、もってきてまず見たところ、お菓子、2つのお菓子が、軽米の特産品です。軽米の原材料を使っていますよというのだけれども、ふと見たならば、製造元が八戸のお菓子屋で非常に残念でなりません。やはり地元にもそういったお菓子屋もあるし、そういうところを育成しながら産業を発展するのが行政でも考えていくべきだなと、このように思いますが、今後とも町の産業をいかに振興するかというのを前提に進めてほしいなと思います。

○委員長（茶屋 隆君） 町長、山本賢一君。

○町長（山本賢一君） 全く私も同感であります。そういうことで、今年度の当初予算に町のいろんな業者が商品開発をするときに、そういった補助を出して、それを見ながらお一層推進を図っていきたいというふうに思っております。

○委員長（茶屋 隆君） よろしいですか。

○7番（大村 税君） ご期待しておりますので、どうぞ。

○委員長（茶屋 隆君） 中村委員。

○4番（中村正志君） 農業関係の振興についてのちょっと視点を変えた形での意見も含めて話をさせていただきたいと思います。

実は、隣の九戸村は、最近ブロイラーのまち九戸村というふうな感じで名前を売り出してきているなと感じたりしているのですけれども、ブロイラー関係であれば、軽米も県内でも一、二を争うぐらいのブロイラー農家もあるのかな、また加工場も大きなところもあるし、ブロイラー産業は非常に盛んな地域であるなというふうに感じているのですけれども、九戸村はそういうふうなので、あるときはオドデ館でブロイラーのまち九戸村ということで焼き鳥を外で焼いて皆さんに振る舞ったり、最近ではフェイスブックというか、個人的なフェイスブックの中で私拝見したりしているのですけれども、九戸村の役場の職員が先頭を切って仲間た

ちを集めて鳥のデザインをしたTシャツをつくって皆さんに売ったりして、またそれを着て九戸まつりのときに一角を借りて焼き鳥等も焼いて、皆さんに振る舞うとかというふうなイベント等もやったりして、非常に若い人たちの中で九戸はチキンのまちだというふうなのをPRしている姿を見たりしているのですけれども、軽米もいろんな農産物開発、特産品等の開発も行われてはいるのですけれども、では軽米は何なのよと、軽米の特産品は何ですかと聞かれたときに、あれもあるし、これもあるし、あれもあって、一回に5つも6つもしゃべらないとわからないような状況である。やはりその辺のところももう少し絞った形で宣伝していくとか、町をPRしていくというふうなことが、集中的でもよろしいかと思うのですけれども。何らかそういうふうなアクションをしてほしいなというふうな感じを受けるわけですが、どちらかというところ、事務的な作業で終わってばかりいるということで、やはり住民の方々も少し巻き込んだ形で何か軽米の町を農業としてPRするような運動といいますか、活動を展開してもいいのではないかなというふうな、そして農業も少し明るいといいますか、どちらかというところ後継者がいないというところ、暗いイメージで思われるわけですが、明るいイメージを持たせるような手立てもあってもいいのかなというふうな感じるわけですが、いろいろ担当者等もいろんな研修も先進地等の視察も行っているかとは思いますが、そういうふうなことで議論したこと等はないか、あればお話しいただければと思いますけれども。

○委員長（茶屋 隆君） 産業振興課総括課長、小林浩君。

○産業振興課総括課長（小林 浩君） 大変難しい意見でございました。まず、当町で食材をPRするための一番のイベントとしては、食フェスタだと考えております。その中では、軽米のお振る舞いもございまして、フレッシュチキンからブロイラーの提供、ご協力もいただいております。また、北栄農産からは豚肉についてもご協力をいただいております。そのほか農産物等におきましては、各産直あるいは軽米ブランド品については、商工会の店頭を中心として売っているわけではございます。そのほかに3月に実施しております八戸市のラピアで2日間行われますけれども、物産PR、販売を行っておりますが、これも町内外の方々に軽米の物産をPRしていく一つの手段として継続して行っております。

アクションが足りないというご指摘でございます。まだまだ足りない部分もあると思います。いわて県民計画がことしから10年間計画されたわけですが、その中の広域振興プランといたしまして、県北地域でのアクション、第1期目のアクションプランがことしから4年間で県も主体的に実施していると。その中でそういった6次産業化、ブランド化を市町村、生産者と一緒にやっていきたいと思いますということに向けたアクションを県のほうでも考えているようでございます。

す。その辺を注視しながらもっと軽米の特産品をPRできるような体制を整えていければいいのかなと考えております。

○委員長（茶屋 隆君） 町長、山本賢一君。

○町長（山本賢一君） 実は、これまでも雑穀、それからサルナシ製品、それからまたエゴマ等、絞りながら、それらの6次産業化も進めてまいりましたし、それなりの成果も出ております。今ジェラートは結構売れておりますし、それからまたエゴマパウダーでつくったお菓子も売れています。先般もちよっと新聞にも紹介されましたけれども、いずれ流れとしては私は間違っていないと思っておりますし、宣伝下手もあるかもしれませんが、そういうふうには映ったかもしれませんが、私なりには頑張っているつもりですし、また頑張っていきたいというふうに思っております。また、今度全国さるなし・こくわサミットが10月にもありますし、どうかそういった点では、皆さん方も積極的に参加させていただければなというふうに思っております。

○委員長（茶屋 隆君） よろしいですか。

そのほか。

西館委員。

○2番（西館徳松君） 農協への助成を町から出ているようですけれども、農協が縮小、リストラするかの話が出ていますけれども、補助金をずっと出すというような方向で考えていますか。そういう話は聞いていませんか、農協の縮小。

○委員長（茶屋 隆君） 産業振興課総括課長、小林浩君。

○産業振興課総括課長（小林 浩君） ただいまのご質問でございますけれども、今軽米、九戸ごとに野菜等の出荷は分けて出荷されているわけですが、何年か後には軽米の野菜等も九戸のほうに出荷するような形で持っていきたいといううわさといえますか、ちらっと聞いておりますが、その詳しい内容についてまだ受けてはおりません、今のところは。正式にはうちのほうではまだ承っておりません。

現在農協に対する補助金としては92万9,000円の園芸サポート、そのほか農産物といたしましては、ハウレンソウの基金といたしまして、年額20万円程度でございますけれども、合わせて110万円ぐらい。これは、たしかJA、生産者の振興、研修会、そういう部分にかかわる補助金ということで今も継続しているものでございます。それらにつきましては、経営者たちの生産振興、研修会への参加等のための経費ということで継続しておりますけれども、今後動きを注視しながら検討してまいりたいと考えております。

○委員長（茶屋 隆君） 西館委員。

○2番（西館徳松君） いずれリストラとか何とか、軽米の農協の関係があるようですけれども、一応ある筋のほうから聞けば決まったようです。軽米のほうもリストラ

をやるような、今補助金を出しておりますが、JAのほうも人手不足になった場合、これを見直すようなことは考えておりますか、そこら辺を一言お願いします。

○委員長（茶屋 隆君） 産業振興課総括課長、小林浩君。

○産業振興課総括課長（小林 浩君） 先ほど申しあげましたように、JAに直接の補助金としては、園芸サポート等の部分で約110万円でございます。現在軽米町の部分につきましては、軽米地区担当課の課長が主体となって軽米町分については、取りまとめをしていただいております。ハウレンソウについてもそのとおりでございます。これが軽米町から集約されて県北の営農センターのほうに移っていく。ただ、その後は農協の考え次第なのかなと思います。人員を削減して、地区センターの人が減っても、業務サービスは今までどおり二戸のセンターのほうで行うというのであれば、やはり継続していく必要はあると思いますが、その辺農協と協議を進めながら検討させていただきたいと思います。

以上でございます。

○委員長（茶屋 隆君） それでは、2時になりますので、10分まで休憩したいと思います。

午後 2時01分 休憩

午後 2時10分 再開

○委員長（茶屋 隆君） それでは、休憩前に引き続き、会議を再開します。

6款農林水産業費、1項農業費、質疑ありませんか。

江刺家委員。

○3番（江刺家静子君） 軽米町産業開発にミレットパークとかミル・みるハウス、またフォリストパークの施設等管理運営をお願いしているわけですが、町でも観光とか、特産品とか、いろいろ力を入れているのですが、その軽米町産業開発での対応というか努力もかなり大きなものだと思います。その軽米町産業開発の社長は町長がやっているわけです。こういう考えは間違いかもしれないのですが、まず私は、もしも利益が出なくても町が補填してくれるという、町長と会社の関係というのがちょっと社長は町長ではないほうがいいのかと思ったりします。軽米町産業開発の会社の人たちにも町と一緒に販売とか、お客様に対する対応とかもっと努力してほしいと思います。それを数字で挙げるということもちょっとできないのであれですが、例えば仲町のところ、前に言いましたけれども、商品の並べ方とか、外側の環境とか、いまいちなのですが、それを役場が行って、これをどかしてこれを置くとかやらないと動かしてはいけないものなのかどうか、その辺も疑問に思います。どこら辺まで委託しているのかなということもお聞きします。

- 委員長（茶屋 隆君） 産業振興課総括課長、小林浩君。
- 産業振興課総括課長（小林 浩君） 全く施設管理でございます。施設を管理していただく。あと営業に関しましては、軽米町産業開発が会社として利益を目指して、みずからが自発的に頑張ってお金を売っていただく。ただ、町で出している委託は、たしか県の特産品を開発するための委託等はしております。あと軽米町産業開発が損失が出たからといって町は、それを補填するものでもございません。ただ、出資金は町、商工会、森林組合、農協から出資していただいた資本金をもとに今営業をしていただいているというものでございます。
- 委員長（茶屋 隆君） 町長、山本賢一君。
- 町長（山本賢一君） 今総括課長から説明がありましたように、赤字補填というようなことはやっておりません。累積赤字はありますけれども、いずれ当初いただいた出資金の範囲の中でまだとどまっておりますので、何とか頑張っていきたいというふうに思っています。
- 軽米町産業開発は、皆さんからもいろいろさまざまなご意見をいただいている、やはり町のいろんな農林業あるいは産業の牽引役として今後ともやはり重要な部署でありますので、私もできるだけかかわりを持っていきたいというふうな考えでございます。
- いずれ全く民間が経営するような、そういった感じの流れがどんどん強くなって、そういうふうな方向になるのであれば、今委員おっしゃるようなこともあるかもしれませんが、現在のところはそういうふうなかかわりを持ちながら軽米町のいろんな農林産業を牽引していきたいと考えております。
- 以上でございます。
- 委員長（茶屋 隆君） よろしいですか。
- 江刺家委員。
- 3番（江刺家静子君） 町村会で発行している冊子だったか、まちむらという冊子があるのですけれども、その中にこういう第三セクターの会社は、市町村長が社長というか、その代表になるのは、経営していく上で何かよくないというふうなのをちょっと読んだものですから、自分の見る限りでは、もしかしたらお客さんの顔よりも町長の顔を見ているのかなと思ってしまって。
- 施設も、いろんな高齢者の方とか、いろんな子供たちも集まったりして活用しています。それで、毎日バスを待っている人とか、狭過ぎるのですけれども、それで外にも出ているのですけれども、これからも町の真ん中にある施設ということで、外から来た人にも積極的にアピールできる。私、やっぱり店の配置とかも変えたほうがいいと思うのですけれども、それは町としては言われたいものなのではないでしょうか。

○委員長（茶屋 隆君） 産業振興課総括課長、小林浩君。

○産業振興課総括課長（小林 浩君） 株式会社軽米町産業開発ではございますが、町が一番出資金を出している第三セクターでございます。当然町では利益を上げるようなことに対して助言もしなければいけない立場であると思っております。それで、品物の並べ方とか、以前にも江刺家委員から日が当たるよとか、そういう部分についても逐次軽米町産業開発のほうには情報提供をしておりますし、また接遇マナー等に対しましても、商工観光担当のほうで県の商工観光協会が主催する方をお招きして研修も行っておりますし、町はそういう指導をしていく立場にあるものだとは考えておりますので、何か軽米町産業開発についてお気づきの点等ございましたら、産業振興課のほうにも声をかけていただければ、軽米町産業開発と一緒に取組んでいきたいと、そのように考えております。

○委員長（茶屋 隆君） 中村委員。

○4番（中村正志君） 今軽米町産業開発の話が出ましたので、さっきのパン工房と絡めて。さっき休憩時間にちょっと委員の中でも話題になりました。パンは、大変おいしいよという評判がある。では、いつ、どこに行ったら買えるのだろうかという話題がありました。物産館で売っていないのかなと。多分ないだろうというふうな話もありましたけれども、やはり住民の人たちをこれから育てていくというふうな面で、今言いました町が出資している軽米町産業開発が一番先にそれらをまず店に置いて宣伝してあげるということも非常に大事なことはないのかなと。やはり町と町民と一緒にあって、その会社も一緒に成長していただくという。やはり遠くから来れば、当然物産館のほうに寄られるのではないかと思いますし、一番紹介しやすいのが、どこで売っているか、ああ物産館に行けば売っていますよというふうなのが誰もが紹介しやすい。特定のお店屋さんだと、あそこは紹介して、あそこは紹介しないという話になるかと思えますけれども、一番公的な施設にも含まれているのではないのかなというふうな感じもしますので、その辺のところをやっぱり女性の方々が自分たちで言えない立場にあるのであれば、やはり役場の人たちがそれを誘導というか指導して、そういうふうに仕向けてもらうということが役場の指導ではないのかなというふうを感じるわけですが、第1点、軽米町産業開発のほうでパンを置いているかどうか、その点、お聞きしたいと思います。

○委員長（茶屋 隆君） 産業振興課総括課長、小林浩君。

○産業振興課総括課長（小林 浩君） ただいまの件でございますけれども、現在は置いておりません。ただ、事前に4月ごろ軽米町産業開発のほうには、もしパンを置いてくれと言われたら置くことは可能かどうかということは話はしております。これは、可能でございます。ただ、逆に円子側のパンを焼く方々が、今総務課総

括課長が説明しましたが、子育てをしながら合間を見ながらやっているという、安定したパンの供給ができるような状態までまだっていないのが実情でございます。それらを安定して、軽米町産業開発に毎日例えば50個、100個売れる分を焼いて出せるような体制がとれていくのであれば、まさにそれが最善の方策だと私も考えております。

○委員長（茶屋 隆君） 総務課総括課長、吉岡靖君。

○総務課総括課長（吉岡 靖君） 円子パン工房の営業日なのですが、現在は火曜日から金曜日まででお昼ごろパン工房のほうで販売しているというようなことでございます。

あと当然ミル・みるハウスとか物産交流館とかにも置くということも考えられるのですがけれども、今のところパン工房の方々たちは、当然物を置くと手数料とかがかかるので、手数料とかをかけないで、自分たちで販売をしたいという意向もあって、パン工房での販売のようでございます。

○委員長（茶屋 隆君） 中村委員。

○4番（中村正志君） 試行期間であるから、手数料は無料にするぐらいの町の姿勢があってもいいのかなという気がしますけれども、今後の課題として考えていただければ。

○委員長（茶屋 隆君） 総務課総括課長、吉岡靖君。

○総務課総括課長（吉岡 靖君） 手数料の件に関しては、町というより軽米町産業開発というふうなことになろうかと思しますので、産業振興課と一緒に。

○委員長（茶屋 隆君） よろしいですか。

それでは、1項農業費を終わって、6款農林水産業費、2項林業費の説明をお願いします。

産業振興課総括課長、小林浩君。

○産業振興課総括課長（小林 浩君） それでは、主要施策説明の16ページをごらんください。2項林業費といたしまして、（1）、林業振興事業、①、林業振興祭実施事業といたしまして、木工体験教室とシイタケ植菌体験、木炭消費拡大といたしまして22万円、これは、木工体験で12万円を軽米町の大工組合、あとは体験等の委託料といたしまして10万円を白煙会のほうへ委託しているものでございます。

②、薪ストーブ等利用拡大支援事業補助金といたしまして、昨年度は7件で60万9,000円の補助となっております。これは、ストーブ本体2万円以上の購入に対しまして上限10万円で2分の1を補助するものでございます。

③、森林整備事業補助金といたしまして、人工造林53.42ヘクタールで100万円の補助金額となっております。これは、二戸地方森林組合に対する国庫補

助事業の森林整備事業に伴う人工造林の10%分のかさ上げ補助でございます。

(2)、雪谷川ダムフォリストパーク・軽米の管理運営費でございます。指定管理委託料といたしまして1,107万円、株式会社軽米町産業開発のほうに平成30年4月1日から令和3年3月31日まで指定管理委託するものでございます。なお、昨年度のチューリップ園の入場者数は1万3,695人、入園料は391万円となっております。

以上でございます。

○委員長(茶屋 隆君) 説明が終わりました。質疑ございませんでしょうか。

中村委員。

○4番(中村正志君) 今説明がなかったのですけれども、決算書の126ページ、工事請負費、修繕工事が404万円ほどで行われているようですけれども、内容を教えてください。

○委員長(茶屋 隆君) 産業振興課総括課長、小林浩君。

○産業振興課総括課長(小林 浩君) 工事請負費は、雪谷川ダムフォリストパーク・軽米の管理棟、さわやかトイレ、あとはレストランフェアリの屋根の塗装でございます。3件分の塗装工事で約400万円となっております。

○委員長(茶屋 隆君) よろしいですか。

〔「はい」と言う者あり〕

○委員長(茶屋 隆君) ほかにございませんでしょうか。

〔「なし」と言う者あり〕

○委員長(茶屋 隆君) それでは、ないようですので、7款商工費。産業振興課総括課長、小林浩君、説明をお願いします。

○産業振興課総括課長(小林 浩君) 続きまして、7款商工費についてご説明いたします。

主要施策の説明書は17ページからでございます。(1)、商工業振興費といたしまして、①、物産交流館指定管理委託料、指定管理先は軽米町産業開発で年額334万円でございます。指定管理の期間は、先ほどと同様でございます。

②、軽米中央商店会補助金といたしまして30万円、これはまち中の街路灯の電気料金の半額を補助するものでございます。

③、軽米町商工会補助金、アといたしまして商工会活動費補助金515万円。イ、地域活性化事業費補助金、夏祭りに係る補助金でございます。130万円。ウといたしまして、プレミアム付商品券発行事業費補助金といたしまして480万円。これのプレミアム分は10%でございます。エといたしまして、軽米町中心商店街賑わい創出事業費補助金といたしまして80万円、これは青年部が行うフリーマーケットや花火大会に対する助成、あとは女性部がまち中を街路灯を装飾する

ための補助金でございます。オといたしまして、かるまいブランド販売促進支援事業補助金といたしまして110万円、これは軽米ブランド品の認証に係る経費、あとは物産展等に出張して特産品の販売、PRを行う事業でございます。

④、中小企業金融対策資金利子補給費補助金、昨年度の対象者は延べ90件、前期1月から6月は46件、7月から12月は44件の90件で総額207万2,000円の利子補給となっております。

続きまして、⑤、かるまい交流駅（仮称）整備事業実施設計業務委託料でございます。これは、委託料5,529万6,000円でございます。

(2)、観光・イベント関係でございます。①といたしまして、観光情報発信事業、これはエフエム岩手に対しまして毎月第4月曜日、朝、夕方の放送をお願いしているものでございます。そのほかにイベントにつきまして、年間6回の放送を合わせまして委託料が252万7,000円となっております。

続きまして、18ページ、②、軽米町観光協会の補助金といたしまして、春から順にイベントといたしまして、アの森と水とチューリップフェスティバル、昨年は4月30日から5月15日の間に開催しております。イベント日は5月3日と13日でございます。イといたしまして、HIGHキューコスプレフォトロケーション、8月19日に実施いたしました。ウといたしまして、軽米秋まつり、9月15日から17日までの3日間。エといたしまして、食フェスタinかるまい、10月21日に開催しております。オといたしまして、かるまい冬灯り、12月9日に開催しております。イのHIGHキューとオのかるまい冬灯りにつきましては、地域経営推進費を特定財源としております。カといたしまして、観光と物産キャンペーン、八戸市ラピアにおきまして3月2日と3日、2日間にわたり開催しております。事業費は、合計946万9,000円でございます。

(3)、地場産業振興費、①、いわて・カシオペアブランド発掘・発信事業委託料、これは二戸管内4市町村が連携を図りながらカシオペアのブランドを発掘したり、発信するための業務委託料で株式会社JTBに対して委託を行っているものでございます。この事業に対しましても129万円が地域経営推進費としての特定財源となっております。②、地域創造促進事業委託料136万2,000円、これは軽米町産業開発に対しまして町の特産品を物産展、商談会等へ参加して、広く販路拡大やPRを行ってもらうために要する経費として委託をしているものでございます。

商工費については、以上でございます。

○委員長（茶屋 隆君） 次に、再生可能エネルギー推進室分、再生可能エネルギー推進室長、福田浩司君。お願いします。

○再生可能エネルギー推進室長（福田浩司君） それでは、商工費のうち再生可能エネルギー

ギー推進室分を説明します。主要施策の説明書の18ページ、決算書では128ページとなっております。

(4)、企業誘致関係、①としまして、新規求職者等地域雇用促進奨励金でございます。これは、新規求職者等の地元就職を促進して、雇用の場を確保するために町内の事業者に対して交付したものでございます。平成30年度は15の事業者に対しまして新規求職者雇用人数は15人、継続雇用人数の2年目の方は12人、3年目の方が8人の方に奨励金を交付しているものでございます。金額としましては、1年目の方には61万2,000円、2年目の方には24万円、3年目の方には16万8,000円ということで合計1人当たり3年間で102万円を交付しているものでございます。

○委員長（茶屋 隆君） 説明が終わりました。質疑ございませんでしょうか。

中村委員。

○4番（中村正志君） 今の再生可能エネルギー推進室の説明の新規求職者雇用人数の15事業所というお話でありましたけれども、事業所の名前は公表できませんか。

○委員長（茶屋 隆君） 再生可能エネルギー推進室長、福田浩司君。

○再生可能エネルギー推進室長（福田浩司君） 事業所の名前はあれですけれども、業種といえますか、建設業の事業主の方もいますし、あとは福祉施設……

○4番（中村正志君） 会社名はなぜ言えない、会社名を言えないのはなぜなのか。

○委員長（茶屋 隆君） 中村委員、挙手してもう一回。

○4番（中村正志君） 聞いているのです。聞いたのを答えなかったから。

○委員長（茶屋 隆君） 業種だけでなく、会社名はなぜ言えないのか。

再生可能エネルギー推進室長、福田浩司君。

○再生可能エネルギー推進室長（福田浩司君） それでは、事業者名を申し上げます。

〔「しゃべるの」と言う者あり〕

○再生可能エネルギー推進室長（福田浩司君） 南建設、フレッシュチキン、あと太陽荘、くつろぎの家、あとプライフーズ、それから花の里かるまい、キセキ東北、堀米歯科医院、紫葉園、ウイング、ケーエスエンタープライズ、長谷川金物店、かりや測量設計事務所、岩手富士、宮沢歯科医院、以上15事業所でございます。

○委員長（茶屋 隆君） よろしいですか。

〔「はい」と言う者あり〕

○委員長（茶屋 隆君） ほかにございませんでしょうか。

江刺家委員。

○3番（江刺家静子君） 決算書128ページ、軽米町商工会補助金の中のプレミアム付商品券発行事業、何枚販売して、何枚交換したか、平成30年度について商工会から聞いていただきたい。

- 委員長（茶屋 隆君） 産業振興課総括課長、小林浩君。
- 産業振興課総括課長（小林 浩君） 10%のプレミアム分について補助金を差し上げております。480万円ですので、売り上げは4,800万円分の券を購入していただいた分の10%分の補助金ということでございます。
- 委員長（茶屋 隆君） よろしいですか。
江刺家委員。
- 3番（江刺家静子君） 町でいろいろお祝い金とか上げていると思うのですが、町で購入したものは。
- 委員長（茶屋 隆君） 産業振興課総括課長、小林浩君。
- 産業振興課総括課長（小林 浩君） いずれ役場の事業では、プレミアム付ではない普通の商品券になっております。
〔「休憩してもらって」と言う者あり〕
- 委員長（茶屋 隆君） それでは、休憩します。
午後 2時37分 休憩

午後 2時39分 再開
- 委員長（茶屋 隆君） それでは、再開します。
総務課総括課長、吉岡靖君。
- 総務課総括課長（吉岡 靖君） 江刺家委員のご質問は複数の課にまたがるものですから、ちょっと私がまとめさせていただきました。
交付枚数はわかりますけれども、それがどれだけ換金されたかというのは、ちょっと私どものほうでつかみ切れませんので、ご容赦いただくようお願いいたします。対象となるのは、すこやかベビー祝い金とか、あとは長寿祝い金とか、それと運転免許証の自主返納、あと住宅リフォーム事業も商品券でお支払いさせていただきます。それらの実績額をプラスしますと、全体では363万7,000円になります。ですから、それを1,000で割った枚数ということになります。
- 委員長（茶屋 隆君） 江刺家委員。
- 3番（江刺家静子君） 済みません、ちょっと質問の仕方が悪くて。363万7,000円を町では購入してお祝い金、直接の形で交付していると思います。店によっては期限が過ぎたのを持ってくる人もあったりと聞きます。結構換金されないのもあるのではないかなというので、聞きました。それを把握するのはちょっと難しいことだと思いますけれども、要望としては、期間をもうちょっと長くできないかということと、それからプレミアム付商品券の場合、1人幾らと限度になっているのですが、結構買う人はいっぱい買うというか……
- 委員長（茶屋 隆君） 済みません、発言中ですがけれども、今のお祝いでもらった商品

券とプレミアム付と別個に質問したほうがわかると思う。両方一緒ならば、ちょっとこんがらかってしまうかもしれませんので、別個に。

○3番（江刺家静子君） お祝いでもらった商品券ですけれども、期間が短いので渡すときに多分説明しているとは思いますが、本当に高齢者の方とか忙しい人たちがもらっていると思うので、はっきりひとつ文書でわかるように大きく書いたものを、いつまでですというふうな表示をして差し上げればいかなと思います。これはお願いです。

○委員長（茶屋 隆君） 何で商品券にしたかというところから説明しないとわからない。
〔何事か言う者あり〕

○委員長（茶屋 隆君） お金でやるより商品券でやったほうが町内の活性化……
〔「委員長は進行に」と言う者あり〕

○委員長（茶屋 隆君） わかりました。申しわけありません。
総務課総括課長、吉岡靖君。

○総務課総括課長（吉岡 靖君） ちょっと私が答えるべきかどうかわかりませんが、商品券にした経緯というのは、やはり町内の経済循環、町内で物を買って活性化を図っていただきたいということは、そのとおりでございます。それで、半年間の期限となっているのは、これはちょっと商工会との関係もあろうかと思っておりますので、関係課を通じて、その期間延長が可能かどうかは確認の上、対応させていただくことになろうかと思っております。

あと期限の表示なのですけれども……

〔「ちょっと休憩」と言う者あり〕

○委員長（茶屋 隆君） 休憩します。

午後 2時53分 休憩

—————
午後 2時53分 再開

○委員長（茶屋 隆君） 再開します。

○総務課総括課長（吉岡 靖君） 商品券につきましては、当方としては、大きな文字で表示をしているところなのですが、さらにそのサイズのアップが可能かどうか。あと例えば色を黒でなくて目立つ色に変えるとか可能であるような対応はさせていただきたいと思っております。期限があることにつきましては、交付の際に、その辺は十分に説明しているところではございますが、何かその商品券を入れたものにも、例えば表示をするというふうなことも考えられるかと思っておりますので、その辺はちょっと工夫を試みたいと思っております。

○委員長（茶屋 隆君） 江刺家委員。

○3番（江刺家静子君） プレミアム付商品券、例えば1人2万円までということなので

すが、2回も3回も買って、例えば30万円分持ってきて、どんと使うのは問題がないのですか。

○委員長（茶屋 隆君） 産業振興課総括課長、小林浩君。

○産業振興課総括課長（小林 浩君） 1人当たり5万円まで。

○委員長（茶屋 隆君） あとごさいませんでしょうか。

〔「なし」と言う者あり〕

○委員長（茶屋 隆君） それでは、商工費終わって、8款土木費、2項道路橋りょう費。地域整備課総括課長、戸田沢光彦君。お願いします。

○地域整備課総括課長（戸田沢光彦君） それでは、8款の土木費、2項道路橋りょう費について説明いたします。主要施策の説明書の19ページをお願いします。

（1）の道路橋りょう総務費でございます。道路台帳補正業務の委託でございます。事業費は329万4,000円となっております。

（2）の道路維持費でございます。①の除雪業務委託、事業費が794万8,000円から⑥の町道外川目晴山線舗装修繕工事、施工延長184メートル、事業費で660万1,000円まで記載のとおりとなっております。

（3）の道路新設改良費、①の町道軽米高家線道路改良工事、施工延長が221.1メートル、事業費で2,135万3,000円から⑥の町道参勤街道線道路改良工事、施工延長が220.6メートル、事業費で2,621万1,000円まで記載のとおりとなっております。なお、②の町道下小路保育所線歩道整備工事につきましては、平成30年度で工事完了となっております。

（4）の橋りょう維持費でございます。①の町道屋敷青沢新畑線内野々橋橋梁調査設計業務、事業費で568万1,000円から⑥の町道小玉川八木沢線倉前橋橋梁補修工事ほか、繰越明許費でございますけれども、事業費で3,615万1,000円まで記載のとおりとなっております。

○委員長（茶屋 隆君） それでは、土木費の道路橋りょう費の分説明ありましたが、質疑ございませんでしょうか。

〔「なし」と言う者あり〕

○委員長（茶屋 隆君） なければ、8款土木費、3項から6項までまとめて説明いただいて。河川費、産業振興課総括課長、小林浩君。

○産業振興課総括課長（小林 浩君） それでは、20ページ、8款土木費の3項河川費、産業振興課分についてご説明いたします。

（1）番のダム管理費でございます。雪谷川防災ダムの管理のための人件費及び各種委託料等の経費といたしまして、1,668万5,000円を支出しております。全額県の委託金でございます。

以上です。

○委員長（茶屋 隆君） 地域整備課分、地域整備課総括課長、戸田沢光彦君。

○地域整備課総括課長（戸田沢光彦君） 3項の河川費の地域整備課分でございます。ページ数は20ページです。（2）の河川整備費、準用河川河川維持修繕、施工箇所は2カ所となっております。これは、市野々川の倒木処理、それから米田川の埋設土の撤去となっております。

それから、もう一つ、河川維持修繕除草業務委託でございます。金額は148万1,000円。これは雪谷川の河川の草刈り業務を雪谷川を守る会に委託したものでございます。県からの補助100%の事業でございます。

5項の住宅費でございますけれども、（1）の住宅管理費、住宅リフォーム奨励事業助成14件分、金額が134万7,000円でございます。それから、（2）の委託料、新萩田2号団地（仮称）町営住宅新築工事実施設計監理業務でございます。事業費が745万2,000円。（3）の工事費でございます。町営住宅建替団地造成工事、事業費で7,182万8,000円。それから、新萩田2号団地（仮称）町営住宅新築工事、戸建てタイプ木造平屋2棟、事業費で4,110万5,000円でございます。

以上でございます。

○委員長（茶屋 隆君） それでは、6項公園費、町民生活課総括課長、川島康夫君。

○町民生活課総括課長（川島康夫君） 6項公園費でございます。円子地区、それから向川原地区親水公園の管理清掃業務委託料で62万8,000円の決算額となっております。

なお、ただいまの業務委託料と、それから需用費、役務費等を合計した管理費が146万2,554円となっております。

以上でございます。

○委員長（茶屋 隆君） 8款土木費、3項から6項まで説明をいただきました。きょうは、ここが終わり次第終わりにしたいと思っておりますので、質疑ございますでしょうか。

中村委員。

○4番（中村正志君） 決算書にはないことをお聞きします。河川の関係ですけれども、洋野町の大野の境に大野川という地域といたらいいのか、軽米分3件の家がある地域があるのですけれども、そこの前に川が流れているようです。その川がどっちの管理なのかちょっとわからないのですけれども、そこがかつての水害等で河川がちょっと壊れているということをお聞きしまして、何回も話をしたのだけれども、全然見向きもされないというふうなことを言われてきたのですけれども、そのことを把握しているのでしょうか。江刺家担当課長のほうがわかるのかなと思うのですけれども。

○委員長（茶屋 隆君） 地域整備課環境整備担当課長、江刺家雅弘君。

○地域整備課環境整備担当課長（江刺家雅弘君） 今の中村委員の質問にお答えします。

大野川につきましては、洋野町と河川の境界部分等が隣接しておりますけれども、町のほうでも災害修繕工事も実施しております。また、先ほどお話しいただいた方からもご連絡もいただいております。それで、実際農地にかかっている河川の部分なのですけれども、耕作しているのであれば当然すぐ修繕するのですが、ずっと耕作もしていない。耕作放棄地みたいな形になっているというところもございまして、なかなか事業を導入するというのが非常に難しい部分でありまして、耕作しているのであれば、当然早急に修繕いたしますけれども、耕作していないという状況もありまして、うちのほうで今現在経過観察をしているという状況で、まず状況はわかっているのです、大雨が降った際には、現地のほうをパトロールさせていただいて、必要に応じて対策等は講じますよということで本人には連絡しているのだけれども、その経過観察の時期も長い部分もありまして、その後大幅に崩れたという状況でもないものですから、本人から雨が降ったたびに連絡をいただくのですけれども、状況は理解しているのです、修繕しなければならないような事案が発生した場合には修繕いたしますのでということでは、本人には連絡しているところでございます。

○委員長（茶屋 隆君） 中村委員。

○4番（中村正志君） 私がそれを現地で聞いたのは、ことしの4月の時期でしたので、もしかしてその経過観察がずっと前からのものであれば、やはり大野川の方は、軽米なのだけれども、軽米ではないみたいだというふうに思っているところが、被害妄想ではないのですけれども、何かそういうふうに感じたりしているところもあるようなので、その辺のところを連絡を密にして、ある程度誤解のないように進めていただければいいのではないかなと思いますので、よろしく願います。

○委員長（茶屋 隆君） そのほかございませんでしょうか。

江刺家委員。

○3番（江刺家静子君） 住宅費の町営住宅の新築工事が2棟なされたのですけれども、これはいわゆる私たちがよく言う1坪幾らとかという、坪単価は幾らになるのでしょうか。

○委員長（茶屋 隆君） 地域整備課環境整備担当課長、江刺家雅弘君。

○地域整備課環境整備担当課長（江刺家雅弘君） 一戸建ての1戸当たりの面積が76.38平方メートルになります。坪数に換算しますと、約23坪でございます。それで、坪当たりの単価が約90万円ぐらいになってございます。公共工事ということもありまして、木材も高騰しているということもありまして、この辺の一般住宅の坪50万円程度の住宅と比較すれば、やはり公共工事ということもあって、

設計単価のほうは90万円ぐらいというものでございます。

○委員長（茶屋 隆君） 江刺家委員。

○3番（江刺家静子君） この辺だと50万円、公共工事だと90万円ということなのですが、何か特別な材料を使うとか、特別な設計とかあるので しょうか。

○委員長（茶屋 隆君） 地域整備課環境整備担当課長、江刺家雅弘君。

○地域整備課環境整備担当課長（江刺家雅弘君） 積算につきましては、県の単価等を使用して適正に積算しているわけでございますけれども、大きな違いというのは、大工の単価が、例えば土木工事でも、例えば普通作業員ですと、今1万8,000円、1万9,000円が普通作業員の賃金となっております。当然大工の単価も2万円だったか、2万5,000円ぐらいの大工の手間というのがもう決まっております。例えばこの辺ですと、例えば1万円ぐらいだとか、それぐらいでもしかすれば積算しているのかもしれないけれども、公共工事ということもございまして、普通大工の単価ということも決まっております。その辺の関係が。材料的には、そんなに一般住宅とは違ったような材料は使っていないと思いますけれども、そもそもの労務単価等が全然違うということでこれぐらいの差が出ているということです。

○委員長（茶屋 隆君） よろしいですか。

〔「なし」と言う者あり〕

◎散会の宣告

○委員長（茶屋 隆君） なければ、きょうはこれで終了したいと思います。

あしたの10時まで休憩いたします。あしたの朝10時から再開いたしますので、ご参集願います。よろしく願います。

（午後 3時00分）